

平成24年第4回(9月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成24年9月10日(月曜日)

本日の会議に付した事件

平成24年9月10日 午前9時00分開会

日程第1 議案第 35号 平成24年度川南町一般会計補正予算(第2号)の訂正について

日程第2 一般質問

発言順序

- 1 米山 知子 君
 - ・高齢者対策 敬老行事について
 - ・高齢者対策 ふれあい事業について
 - ・高齢者対策 買い物弱者対策について
- 2 竹本 修 君
 - ・第5次川南町長期総合計画について
- 3 中津 克司 君
 - ・高齢者の生きがいづくりと健康寿命を延ばす具体的方策について
 - ・生活環境の整備について
 - ・川南湿原の環境整備について
- 4 林 光政 君
 - ・町立3保育所(野田原、山本、記念館)の統廃合と民営化について
 - ・通浜地区(八班)県道山側の崩壊現場について
- 5 徳弘 美津子 君
 - ・末端行政運営
 - ・福祉バス運行
 - ・施設の維持管理
- 6 濱本 義則 君
 - ・第5次川南町行政改革大綱行動計画について
- 7 内藤 逸子 君
 - ・山本小校庭への民営保育所設置計画の再検討の考えは
 - ・鶏糞発電所設置に係る関連施設の鶏糞貯留と町の処置について
 - ・町営住宅の整備について
 - ・オスプレイの配備について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭 彦 君	副町長	山 村 晴 雄 君
教育長	木 村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠 原 浩 君
総務課長	諸 橋 司 君	総合政策課長	永 友 尚 登 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	新 倉 好 雄 君
農業委員会 事務局長	杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	吉 田 喜 久 吉 君
生涯学習課長	橋 本 正 夫 君	税務課長	永 友 好 典 君
町民課長	黒 木 秀 一 君	環境対策課長	三 角 博 志 君
健康福祉課長	佐 藤 弘 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時08分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いを申し上げます。

それでは、ここで発議を求められておりますので許します。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）生涯学習課の補足説明の中で数字の誤りがありました。上から3行目の社会教育総務費、賃金130万7,000円は、158万8,000円の誤りでありました。お詫びして訂正申し上げます。誠に申しわけありませんでした。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） おはようございます。私のほうも訂正でございます。提出いたしました議案40号平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の中で、歳出財源内訳につき、事項別明細書の中で一部誤記がございました。それぞれ再度御配付をしたところでございますけども、内容につきましては、歳入の国県支出金合計363万9,000円が歳出の明細の中で反映をされておりました。この分を6ページ及び11ページの歳出内訳の基金積立金に加え、一般財源を減額し、訂正させていただいたところでございます。大変申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（山下 壽君） 日程第1「議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）の訂正についての件」を議題とします。

川南町長から議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、訂正請求書の提出がありました。提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。改めてお時間いただきましたことを感謝申し上げます。

それでは、平成24年度9月議会定例会に提出した議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）の訂正について、その理由を御説明申し上げます。

今議会の初日に、本会議前の議会全員協議会において、平成23年度川南町一般会計歳入歳出決算書の繰越金の修正をさせていただきました。このことに伴いまして、今回御提案させていただいております議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）につきましても、繰越金に訂正の必要が生じたので、お詫びし、訂正させていただくものです。よろしく御審議の上、御許可いただきますようお願いいたします。

○議長（山下 壽君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）の訂正についての件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）の訂正についての件を許可することに決定しました。

日程第2「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順としています。

まず、米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） 通告書に基づき、質問をいたします。

9月は、9月17日に敬老の日として祝日になっていることもあり、全国的に高齢者に関心が寄せられ、高齢者に関するニュースも多く流れるようです。川南町でも以前からさまざまな高齢者対策が実施されておりますが、漫然と実施されていることはないか、検証の意味も含めて質問をいたします。

まず敬老行事についてですが、現在各区で行われていますが、ところどころで耳にする現状は区によって取り組み方に差があるようです。どのような方法で行われているのか、大まかに分類した結果でよいのでお聞かせください。

また、この敬老行事に対して、23年度は、246万8,000円が交付されています。参加予定人数に対しての交付金で支払われているようですが、その交付金が有効に目的に沿ったものに使われているのか、検証はなされているのでしょうか。

さらに、区の事業の形をとっていますが、現実には分館に委託して実施されています。どの事業にも言えることですが、形では区の事業であるが、実質は分館の事業になっていると必ず分館未加入者をどうしているかの問題が生じます。分館未加入者を誘ったとしても、参加してもらうのは難しい現状があります。分館未加入者が4割にもなっていることを考えると、従来のやり方でいいのかどうか検討すべきではないかと思えます。未加入者への敬老行事への働きかけはどのようになされているのか、そしてその結果はどうであるのかをお聞かせください。

事業を実施していくときの手法にPDCAということが言われます。計画を立てる、実行する、チェックする、そしてさらにまた行動するというを常に意識してなければ、形式だけの事業をしていることになります。検証はどう行われているのか、そしてその結果はどのようなのか、今後はどのようにやるつもりか、町の考えをお尋ねいたします。

次に、ふれあい事業についてお尋ねいたします。

地域ふれあいサービス事業として、社会福祉協議会に委託され、実施されていますが、この事業もさきに質問をしました敬老行事と同じく、それぞれの地区でどのようになされているのか、またこのために23年度210万6,000円、24年度228万の予算が計上されています。事業委託とは言うものの、この予算がどのように使われているのか、事業内容と予算の使い方についての検証はどうされているのでしょうか。

また、参加者、協力者への広報はどのような形でされているのでしょうか。より多くの高

齢者に参加してもらうための配慮はされているのでしょうか。地域の協力者へはどのような働きかけをして協力を要請しているのでしょうか。

現在、農協が「いきいき塾」という名前でこのふれあいサービス事業と同じような目的で事業を実施しています。このことは御存じの方も多いと思います。これは週1回、現在は水曜日に実施されていますが、参加を申し込んだ人の自宅まで送迎する、昼食を食べる、食べてもらう、レクリエーションなどをし、希望者は買い物もできるという内容です。季節ごとにお花見やブドウ狩り、ミカン狩りなど計画され、出かけることのできない、また少ない高齢者には非常に喜ばれています。

この内容で個人の負担金は800円です。介護保険を使う前の介護予防ともいえる取り組みで、介護保険はもちろん使っておられません。私は農協という民間がよくここまでやってくれるものだとても非常に感謝をしております。こういうやり方こそ現実的で高齢者のニーズに合ったものといえるのではないかと思うのですが、町長はどうお考えになるのでしょうか。

いきいき塾が非常に好評なのは、買い物弱者に対してのニーズにもこたえている点があるということをとどめておいていただき、次に買い物弱者対策についてお尋ねいたします。

通浜地区で実験的に始められていますが、この事業を始めるまでの経緯、現在の状況、今の時点でわかった問題点など事業の概要をお聞かせください。交通弱者の高齢者にとって、買い物は一番求められていることです。いきいき塾が高齢者に好評なのは、自宅までの送迎つきで買い物ができるということを知りました。特にひとり暮らしの方にとって、週1回の買い物は命の綱ともいえるのではないかと思います。高齢者の日常にとって、買い物に行くことは外出の機会にもなり、また日々の食事や生活を考える基盤にもなることで、介護予防のための最初の現実的な方法ではないかと思えます。

通浜で買い物弱者対策に取り組まれています、ほかの地区の買い物弱者対策はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの米山議員の質問にお答えしたいと思います。

高齢者に関するたくさんの御指摘をいただきました。ありがとうございます。順次お答えをさせていただきます。

まず敬老行事についてでございます。これは議員の御指摘のとおり、7月の区長会で町から依頼をいたしまして、代表説明を行い、各地区の運営委員等で行っていただいております。参加人員、内容を把握していただいて、それぞれに手法を凝らして実施していただいていると思っております。内容につきましては、出し物、ゲーム、グラウンドゴルフ、また子供たちとの触れ合い、そして昼食、記念品の提供というのが多いようでございます。

次に、その予算の使い方について検証はされているのかということですが、交付申請書にあわせまして、その内容をチェックしておりますが、今までは検証を特に行っておりません。今回から新たに実績書の提出、アンケートを兼ねまして、させていただくこととしております。

その運営方法でございますが、区の運営と言いながら、その形は分館に頼っていると、御指摘のとおりでございます。こういう行事に関しまして、分館の方々に非常にお骨折りをいただいているのは、誠にその御指摘の事実であります。では、地区に加入してない、振興班に加入してない人に対してはどうしているかという御質問であります。そのことに関しましては、地区によりますと振興班長、また区長が直接出向かかっているところもありますし、役場といたしましては、宛名シールを配布しまして、ハガキ等での知らせをとっていただいている地区もあると聞いております。そして、させていただきます。

これまでのやり方について、どういうことかということですが、当初は敬老行事におきまして、15年ほど前までは町が主催して一括でやっておりました。ただそのいろいろな経緯の中で、人数の集まりが悪いとか、百単位で弁当が余るだとか、そういう経緯を踏まえまして、現在のやり方、地区に任せたやり方になっております。

しかし、大事なことはその高齢者がいかに健康で笑顔で帰っていただけるか、その視点でやっていくべきだと考えておりますので、例えば単独開催が厳しい地区もあると聞いております。また何年かに一遍は全体でやったほうが良いという声もあるとも聞いておりますので、今回のアンケートをもとに、またよりよい方法があればと検討を行っていきたいと思っております。

次に、社会福祉協議会において行われておりますふれあい事業についてでございます。

現在、すべての区ではございませんが、箇所としては24カ所開催していただいております。基本的には利用者、協力者との共同によりまして、新しい仲間づくりの場をつくっていただいております。内容につきましては、簡単な健康診断、体操、弁当づくりなどさまざまなその地区により趣向を凝らした内容をやっていただいております。

その予算の使い方についての検証でございますが、委託先である社会福祉協議会のところで監査委員2名、町からの町の監査委員1名、そして民生委員代表の監査委員1名、合計2名でやっております。そのほとんどが消耗品、食料等の材料費でございます。

その参加者と事業の広報はどのような方法で行っているかという御質問でございますが、現在のところ、参加者、協力者ともほぼ定着化している傾向があるため、特別な事業の広報は行っておりません。しかし、議員の申されますとおり、より多くの方々にそういうことを体験していただきたいという思いは常に持つべきだと思っておりますので、今後は社会福祉協議会だより――社協だよりや町の広報、現在ではMR T放送で自治体のデータ放送も行ってあります。フェイスブックとはまだなじまないかもしれませんが、あらゆる手段を使いまして今後広報していきたいと考えております。

次に、農協が行っていただいているいきいき塾ということで、非常に献身的な事業をいただいております。これに関しても、以前は町直営で平成9年までだと聞いておりますが、町で行ってありました。しかし、いろいろ当然予算、職員の人数等もありまして、現在の方法で行っていただいていると聞いております。農協に関して民間でできることを本来は行政が

やるべきではないかという御指摘でございます。民間だからできること、我々だからできることを考えながら、より協力しながら、よい方法を今後とも探してまいりたいと考えております。

最後に、買い物弱者対策についてということでございます、これは、もともとは宮崎県商工会連合会のほうでアンケートを実施していただきました。その結果をもとに2つのタイプの実験をさせていただいていると聞いております。一つは諸塚村における移動販売所です。もう一つが御指摘の川南町の通浜における店舗の設置と、これは高齢者からやはり買い物に対する要望があるということで半年間の実験事業となります。8月から1月まででございます。中身につきましては、当然一つは自立したそういうビジネスとしての成り立ちができるのかどうか、もう一つは、そういう高齢者の方々に触れ合いの場、コミュニティーの場がつかれるのかという視点からの検証を今後ともしていく必要があると考えております。

現在、通浜におきましては、約1カ月間過ぎまして1日当たり60名の参加があったようでございます。あと残された期間がありますので、やはり大事なものは町としてもいろんな形で関わっていきたいと思っておりますので、今後とも検討をしていこうと考えております。

他の地区で、通浜以外の地区の買い物対策、どのように考えているかということでございますが、正確な数字を把握しているわけではございませんが、ひとり暮らしの高齢者の方が500名程度いらっしゃいます。その中で近くに商店がない方、200名程度おられるようでございますので、そういう方々に対しては、そういう対策は必要かと考えております。現在、商工会のほうでいろんなサービスも行っておりますので、箱舟宅急便でありますとかよろず屋、そういう、料金が200円とか発生はしておりますけど、そういうことともあわせて、今後大事な検討課題であると考えております。

以上です。

○議員（米山 知子君） それでは、初めの敬老行事のほうからまた順に御質問をさせていただきます。

7月の区長会で依頼をされ、各地の運営委員さんに運営をしていただくようお願いをしているということですがけれども、それに非常に地域によって温度差があるということの前々から聞いております。今までは申請書にあわせて予算も下ろしていたと。それに対してチェックもしてなかったということですので、それが私はここ十年来それがずっとやられてなかったということに非常に残念な気がいたします。

やはり何でも事業というものはやっていくうちにマンネリ化して、ましてや横の地区とのコミュニケーションが取れてないと、もうそんなもんだと、当たり前というような意識がそれぞれの地区では来てしまいます。そうするとやっていることも当たり前、この程度やっていたらいいと、本当に高齢者に対しての敬老行事としての目的がだんだんと失われてきているのではないかと思ひ、今回質問をしたわけですが、今のお答えの中で、今回から実績書の提出をするとか、アンケートをとるとかということがされるということですので、ぜひこれを

して、現状を把握して、予算が有効に使われているのか、それを検証していただきたいと思います。

それともう一つ、これは区の行事ということでやっているわけですから、区によっては本当に分館の役員さんが携わってないところもあるのではないかと思うんですね。となると、区の組織というのがないのに、じゃあそういう中でどういうふうにやられているのか、そこらあたりをもう一度しっかりと見ていただいて、それこそやればいいと、町から頼まれたから形だけでもやってあげばいいというような形式になってないか、そこらあたりが非常に気がかりです。そこらあたりを含めて見ていただきたいと思います。

それと受付で役場の職員が恐らく仕事ということで受付業務を担当してますが、この職員からは、例えば業務報告という形でそういうふうな報告はなされてないのでしょうか。休日に実施されるところが多いと思いますけれども、そういうときには役場の職員は休日出勤の扱いになるのか、あるいは代替の休日になるのか。出勤として扱った以上は、自分の業務報告というような形でとってらっしゃるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、まず今米山議員が大事なことを言われたと思いますが、何のためにやっているのか、そこがやはり一番大事なことでありまして、ただ決めてあるからやる、今までやってきたからやる、そういうことが確かに続いていた感がありましてチェックもなかったんだと考えております。そういう点は今後の反省材料として、ことしからではありますけど、実績書、アンケートをもって、やはり大事なことをやっていきたいと思っております。

区の行事として取り扱っているが、その組織はどうなっているかと。確かに地域でいろんな差があります。今回の一般質問でも何人かの議員の方から御質問がある予定でございますが、末端行政、そういうこれから今年度しっかり我々が取り組むべき問題も含めまして、組織の見直しを考えて取り組んでいこうと思っております。

それから最後の役場の職員の時間外仕事として行っているのか、代休をとっているのか時間外で行くのかというのは総務課長に補足させます。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの米山議員のお尋ねの件なんですけど、職員を各24地区に張りつけをしております。それでその中で職員が当日対応ということで、職員がたまたま区の振興班長とか管理職、そういう職員の場合は、振替はしていないと思います。一般の職員については、振替の申請をしていると思います。

以上です。

○議員（米山 知子君） 報告はなされているんですか。業務に従事したわけですから、自分が何をしたということの報告は。例えば出張に行きましたら復命書というのを出すと思いますが、そういう形での報告は受けてらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（諸橋 司君） 報告については、振替の場合は各課の課長の裁量になってますので、総務課としては報告は受けておりません。

以上です。

○議員（米山 知子君） 私、以前からその区の行事で役場の職員が必ず受付におりますけれども、そういう方たちからね、実際に参加人数が80%という申請があったと。ところが現実には30%しかない。そういう数字の差というのをおかしいなと思うような、そういう受け取り方をなぜ職員ができなかったのかと。私、二、三年前から言っておりますよね。予算はというふうに——公には言っておりませんが、二、三年前から敬老会の予算というのはどう使われているんだろうかということをお尋ねしますと、参加申込書でやっていますと。それぞれの地区の実情があるので厳密には言えないんですよということなんですが、どう見てもおかしいですよ。参加人数が該当者の100%を参加予定人数として申し込む実態が、それがおかしいと。もし申し込んでも、何らかの形でその100%の方全員に敬老行事としてやった何かの形をしていますよというのであれば、何をどうしたのかということやなぜその時に職員が感じなかったのか。ただ数字だけやればよいというような意識でやったのか。そういうところを私は職員の方には求めたいと思うんですけれども、町長、それはいかがでしょうか。そういうふうにお考えになりませんか。

○町長（日高 昭彦君） 大変大事なことでありますので、仮に今までできていなかったとして、今後しっかりやるべきだと考えております。

○議員（米山 知子君） 念のためにももちろん確認ですけれども。過去3年間の参加申し込みのパーセント、平均でもいいですけれども、大体一番上、一番下と平均、それくらいの参加予定人数出てますか。実績は恐らく上がっていないと思いますけれども。わかっていたら教えてください。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの御質問でございます。本年度はまだちょっと確定しておりませんが、見込みでいくと76%前後だというふうに解釈します。昨年度が78.8%、22年度が77.6%でございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） 過去3年間の参加申し込み者のパーセント、一番高い地区は何%か、一番低い地区は何%か、町全体の平均は何%かお尋ねします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 過去3年の数字はちょっと不明ですけども、ことしの見込みで申し上げますと、最低はゼロ、これ12区が一応実施しませんので、実施しているところで一番低いところが約40%でございます。実施しているところで最高が100%でございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） 私、それをその数字、3年前ぐらいにお聞きしたときに、該当者の100%が敬老行事に出席するということはあるんだろうかということやまず考えました。それを堂々と申請をすると。それに対して、もう申請したほうが勝ちだというかわりに必ず交付金が出ていると。正直なところは40%ですよ。該当者の40%が参加予定であると。恐らく運営委員会の中でやりくりをするのに運営委員会さんも行事のために出いただくわ

けですからお弁当の一つも出したいと。でも実際にはお弁当代は出ているんですかね、運営費というのは出てますかね。私、実際に交付されるお金のことだけしかちょっとわかってないんですけれども。運営をする場合には別途出るんですかね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 運営につきましては、この切りかわった当初においては出てなかったというふうに聞いておりますけれども、ちょっと何年前かわかりませんが何年前か前からプラス2万円という形で出しております。

それから予算の使い方につきましても、高齢者について700円ということだけではございませんで、やっぱりこの敬老行事に対しての交付金だというふうに理解しております、当然この中には子供たちが来て交流していただいたりとか、アトラクションで人をお呼びしたりとか、そういうことも入っておりますので、そういう方々の例えば食事代であるとか、そういうのも加味されておりますので、高齢者が、例えば100人しか来なかったから100人分お渡しするというだけでなくでもいいということ解釈しております、そういうことでここ10年間、実際敬老行事としては、町が直営でやっていた時代に比べたら、より地元で人が集まってきていただけてますし、意見としては、ことしアンケートとりますけれども、楽しく通われている実例があるということでこういう経緯が続いてきたというふうに理解しております。

以上です。

○議員（米山 知子君） お金のことは大体今のことでわかったんですが、結局何かをやるためには必ずやっていただくための協力者が要るわけですね。その方たちにも、やはりせめて皆さんと一緒に、お年寄りと一緒に昼食をとって、一緒に話をしたい、それは当たり前のことです。ですから、そういうのが含まれるということもわかります。そういうことを加味した上で、きちんとそれが使われているのかどうかというのを検証をぜひするというので、今後していただきたいなというふうに思います。

それと、今のところ未加入者に対しての呼びかけというのは、区長とか振興班長とかハガキを通じてということですが、未加入者の該当者がどれぐらい出ているかということの確認はとれているんですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 正直申して、この辺は確認はとれておりません。

以上です。

○議員（米山 知子君） 町長もおっしゃいましたけれども、何のためにしているか。これは分館に入っていようが入ってまいが、川南町内に生活をされている高齢者の敬老行事のはずですね。そうすると、本当にその方たちに喜んでいただけたのかどうか。そういうことをぜひ確認をしながら、今後もぜひこの予算を使っていたきたいなと思います。それは担当課として十分に關心を持っていただきたいことだと思います。

次に、ふれあい事業に移りますけれども、今のところ24カ所で開催と。で、社協で監査をしているということですので、監査の内容については言いませんけれども、参加者からは一

人400円のマテリアル費、食事代ということ徴収されているんですけども、その根拠というのはわかりますか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 400円の根拠という根拠は特になんですけども、一応ふれあいサービスの中で、必要に応じて1回400円程度を設定しておりますということで書いております。想像するに、昼食をとられますので、その経費等に充てられるということが基本の考えだというふうに思っております。

以上です。

○議員（米山 知子君） 400円というのが普通の昼食代とすれば、まあ妥当な線だろうということで400円という金額を上げられていると思うんですが、私が実際に体験したことで、年金の受給額というのは高齢者によっていろんな差があります。非常に低い方もいらっしゃいます。その方々にとっては、1食に400円の高額をかけるというのは非常に高価なことだというふうに感じられる高齢者もいらっしゃるんですね。400円あれば一日分が賄えるという金額なんです。

その中で、現実に働いている私たちにとっては400円というのはまあ昼食で弁当買えば400円、500円だと。じゃあ400円ぐらいいいだろうというような気持ちで設定をしますけれども、実際に乏しい年金の中で暮らしている方にとっては、その400円というお金は非常に高額なお金であると。自分でつくって食べていらっしゃる方にとっては400円というお金は一日分の食費に該当するぐらいのお金です。そういう意味では、十分にこの会計というものを監査していただきたい。

400円というのが、今民間でも家に配達をしてもらってできたものを400円で買える時代なんです。その中で協力者が、ボランティアのような協力者がつくってもらって提供している食事に400円をかけるというのは、私は高価ではないかと思えます。せめて100円安くするとか、そういうことで少しでも低額にするということが高齢者がこのふれあい事業に参加するという一つのつながるのではないかと思えます。

それといきいき塾のことに移りますけれども、いきいき塾は民間でできて、私は何も民間でできていることを行政がやれということではありません。むしろ民間でできることがあれば民間で十分にやってくれと。ところが今は農協におんぶに抱っこのような形でいただいていると。ということは行政としても何か協力することはできないだろうか、そういうことを考えていただきたいんですね。

これが非常に細かなことですが、これは行政の姿勢として私はお聞きしたいんですが、最初の質問の中に入れましたけれども、季節に応じてお花見とかブドウ狩りとかミカン狩りとか、いきいき塾というのは大体30名ぐらいを町内から集まって過ごしていただいております。その30名の方を送迎するのに、8人乗りのワゴンで3台ですね。1台は2往復、農協の場所まで2往復をします。で、遠方の鶏戸ノ本から十文字、多賀校区のほうですね、あっちのほうは遠くて時間がかかるのであそこはもう1往復と。あと新茶屋、高下、

黒鯛、あっちのほうは一応、新茶屋あたりは1度場所に降ろした後にもう1回行ってというように送迎をワゴンで3回しているそうです。ところがそれは農協の公用車ですので、常時いつも専用で使えるわけではないんですね。

あるとき、ことしのお花見です。お花見に連れていきたいと。一遍に30人は乗せられないので町のマイクロバスをお借りできませんかという申し入れがあったときに、農協がやっていることですから役場のバスは貸せませんというようなお答えだったと。私は町長が最初から言われております、町民みんなで共働——共に働きます。そういう思想から行くと、農協がしていることであろうとどこがしていることであろうと行政としてお手伝いができることであれば一緒にやろうというような姿勢というのが大事なんじゃないかと思うんですね。それが、民間がする事、行政がする事ということで縦割りでしか考えられない。それでは町民みんなの共同意識ということにはならないと思いますけれども、その職員の意識がそこまで至ってないのか非常に残念に思いました。そこら辺りについてはどうお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘のその職員の判断というのは具体的には聞いておりませんが、総論から申しますと、当然それは大事なことでありますから、一緒に、先ほども出ました共働という言葉がございます。やはりそういうのをなくしていったら何も前には進まない。できるかできないかは今後検討すべきであって、できる方向でやはり考えるべきだと考えております。

○議員（米山 知子君） 町長はそういうお考えでしょうけれども、それが職員の末端まで届いていないということを非常に私は残念に思いました。同じくできないにしても、行政だからできない、民間のしていることに行政はできないというような返事ではなくて、例えば、もしかしたら、そのマイクロは何かの予定でふさがっていて使えなかったのかもしれないですね。そうしたらきちんと納得が行くように話をすると、そういうふうな姿勢が要るんじゃないかと思うんですけれども、そういう縦感覚の考え方というのが共働という考え方からは私は外れていっていると思います。ですから、職員も民間も一緒になって川南町の、この場合はいわゆる介護予防のための事業ですけれども、そういうことを考えていくというような姿勢が職員には欲しいと思います。

それともう一つ、ふれあい塾についてですけれども、参加者とか協力者についての広報について言いましたが、今のところは特別にしてないと。参加者、協力者ともに定着していると。今から拡大をしていきたいので、いろんなものを媒体を通して広報していきたいということですが、確かに今のところロコミです。ロコミということは、私のいる23区では、だんだん人数が減ってきているような傾向にあるようです。というのは、今まで来てらっしゃった方が、例えば施設に入られたりとか病院に入られたりとかすると当然来られませんよね。そうするとそれを埋めるという新しい人が入ってきてないわけです。ということは事業が広がって行ってないということです。

だから、そのためにはどうしたらいいか。このお年寄りを家から外に連れ出すためにどう

したらいいか。いきいき塾も最初は送迎つきじゃなかったんですね。でも送迎を始めたら、非常に定員にオーバーするぐらいに申し込みがあると。ということは、いかに交通弱者、自分の足で動けない高齢者がふえているかということです。だから、ふれあいも各場所でやってるからどうぞ来てくださいだけでは、もう高齢者はなかなか出てこれないと。もし出てこれないような人には送迎、迎えに行っても参加してくださいねと、一日を皆さんと過ごしてくださいねということをして1カ月に1回でも、本当は1カ月に1回では私は少ないとは思いますが。回数を多くすれば多くするほどいいんですけども、それはいろんな事情があるからできないと思いますが、そういうことをしながら、いかにお年寄りを家から外に連れ出すか、何を必要として、参加者がふえないのはなぜなのか、広報だけの問題ではないんですね。その辺のニーズの把握というのが大事なことだと思うんですけども、それは地域に住んでいる高齢者がどのような生活をしているかということをしつかりと把握してないと、そのニーズというのはつかめないと思うんです。それを把握するのが私は区長であり、例えば民生委員さんであると思うんですけども、そこらあたりも含めてのふれあいサービスということは考えてらっしゃらないのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 具体的に踏み込んだ考えというのは担当と相談してみますが、私個人としてはまだそこまでは聞いておりませんし、先ほどちょっと繰り返しになりますが、迎えに行く町のマイクロバスの件ですが、確かに説明が足りなかったのかもしれませんが、町のバスは運行上の規定がございますので、空いているから使えるという状況ではないということだけは申し述べたいと思います。

それからすいません。事業をどうするか。今、米山議員から御指摘があったように、やはりこれからどうするのかと。高齢者はふえるし、やっぱ我が町を今まで頑張ってきた方々ですから、そういう人たちに対して我々が何ができるのか、そういうことは地域の実情を踏まえ、しっかりと把握する必要があると思っております。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 現状としてつけ加えさせていただきます。送迎に関するということと現状でも地域ふれあいサービス実施には、協力者が利用者を自動車で送迎する場合は、送迎バス補償というのに加入していただいて、加入ができるという、送迎ができるということをまた広げていただけるといいなと思っております。

以上です。

○議員（米山 知子君） それを聞いて私は安心いたしました。町も考えているんだなど。でもそれが本当にやっている人たちまで伝わってないんですね、そういう制度が。制度はありますよと。聞けば「ありますよ」ですけども、知らなければ使えないんですよ。ですから、実際に使っていただくような制度にするためにはどうしたらいいか。せっかく制度をつくったのであれば、使っていただくような制度にするにはどう動いたらいいかということをごひこれから努力をしていただきたいと思います。

それともう一つ、今は参加者の方ですけども、参加者のニーズを把握してできるだけ多

くの人に出てきていただくようにということが一つですけれども、もう一つは、今度は協力者側ですけれども、協力者を見つけるというのなかなか大変なことのようです。で、いろんなことを言うと受け入れてくださる方がいないということで、そうなるとうれあいサービス事業というのができないということで、社会福祉協議会のほうも苦勞されているということを知りましたが、私、ここで一つの提案ですが、健康福祉保健センターのほうで、食生活推進改善員という方がいらっしゃるのを御存じですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） はい、存じております。

○議員（米山 知子君） せっかくですね、その食生活改善推進員、まあ食改さんと言いますけれども、22名今いらっしゃいます。これは皆さんからの申し出制ですので、各地区に均等にいらっしゃるということではないんです。で、あるふれあいでは、その食改さんが非常に活躍をされていると。食改さんですから、食生活について非常に関心が高い方が講習を受けられてなってるわけですから、その方たちが非常に活躍をされているところもありますし、そのある地区の食改さんはだれだろうと、全然表に出ないところもあるんです、地区の中では。町で把握してますので。中央で把握してますので地域ではわかってないわけですよ。そういうのが地域に眠った人材なんですね。

ですから、同じくふれあいサービス事業をして協力者がいないいないというのであれば、そういう食生活に関心があるような人をせっかく推進委員にまでなってるわけですから、そういう人たちをお願いをしてするという、恐らくこちらからお願いすれば、月に1回だったらいいですよというふうに私は受けてくださる方が多いんじゃないかと思います。

ところがそういう声が上がらないとふれあいサービス事業もよくわからないと。じゃあ、その中に私、食改ですから何かしたいんですけどって自分から申し出られるような方は少ないと思います。だから、地域に眠った人材をどううまく働いていただくかということも私は地域を活性化するためには大事なことだと思いますので、ぜひその食改さんとか健康センターあたりで食生活に関心があるような方、そういう方をつかんでいるのであれば、そういうことを積極的に利用、協力をしていただければいいんじゃないかと思います。これは提案です。

それともう一つ、時間がなくなりましたので、もう一つこれは提案なんです、これはどうかということ町長の将来を見越した考えを聞きたいんですが。高齢者をなるべく家の外に連れ出すというのが介護予防の一番最初の初歩なんですね。だから、いろいろふれあいサービス事業をしたり、いきいき塾をしたり、デイサービス、介護保険が適用になるといわゆるデイサービスに行ったりするわけですけれども、そのためには身近なところに、そういうところ、寄るところ、お年寄りが集まる場所があると、もっとお年寄りというのは外に出ていくんじゃないかなと思うんです。私はこれは本当に個人的な意見かもしれませんが、高齢者にとって1日1回のきちんとバランスのとれた食事というのが食べれば、非常にその方の健康は守られると思います。あとの2食はある程度軽くて、おなかがすいてなか

ったら食べなくてもいい、何かあるもので済ませてでもいいということもあるかもしれませんが、1日1回きちんと食べれば健康というのは非常に守れるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、いわゆる横文字で言ったら「カフェ」ですけれども老人カフェ、老人サロンというのがこのごろよく耳にします。

例えば、最近では、特老に、特老とかそういう施設にそういうカフェをつくって、一般の方もだれでもが利用できる。これは都会の話ですから、そういう人口が多いところの話で、しかも採算ベースに乗らないとそういう営業はできないかと思いますが、私一つ目をつけたのが学校給食なんですね。今、子供の数はどんどん減っております。で、5年前までは1,900食の給食をつくっておいましてね、給食センター。今1,700食です。200食減っているんですね。ということは、1,900食つくる力はあるわけですが、給食センターは。それを各学校区で、例えば老人食堂、カフェといったらちょっとおしゃれですけども、老人食堂というような形でちゃんと最初に申し込みをしていただいて、そして子供と同じ給食メニューをある一定の時間、お昼を挟んだ時間を食べていただくと、そういうことができないかなど。そうすると、随分ふえますよね。

小学校ですから、大体歩いて1キロぐらいのところに結構人家があると思いますので、そういうところの高齢者がきょうは給食を食べにいこうかということまで学校まで足を運ぶということもあり得るんじゃないかと思います。今からどんどん高齢者ふえてきて、とにかくいかにきちんと1食食べさせるか、そして家から外に連れ出すかということが、介護予防では私は大きなポイントになると思うんです。

そのために交通弱者がおりますけれども、車を使わなくても行ける場所にそういう場所があれば、介護予防の面では大きなメリットになるんじゃないかと思いますので、すぐすぐできることではないと思います。それこそ、そういう福祉の面はうちの所管課でいうと健康福祉課でありますし、学校は教育総務課でもありますから、難しい点はあるかと思いますが、将来を見据えた上では学校給食の設備は余力があると、それをうまく使えば、その老人給食というのを今、子供たちは200円台で提供されていますよね。ということはお年寄りも200円近く、二百何十円か300円以下の給食費で、毎日食べたとしてもその提供してもらえるとということになると、先ほどのふれあいサービスは1食400円でしたけれども、もっと安い安価な金額でバランスのとれた食事というのを提供できるんじゃないかと思います。ぜひこれは検討していただきたいと思いますが、そこら辺の町長の考えはいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 学校給食の余力を利用するという非常にすばらしい発想だと思っております。今この時点でいつからするかとか、できるかできないかという議論はまだできませんが、やはりできるかできないかじゃなくて、どこまでできるか、どのようなことが可能であるのか、こういうことは非常に大事なことだと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

○議員（米山 知子君） 最後に、買い物のことについてですが、これは商工会連合会がア

アンケートをとった結果で、諸塚のほうでは移動販売と、川南では店舗の設置ということで取り組まれたということですが、今後この移動販売と店舗の設置の両方を検証された上でどちらがいいかということを検討されると思いますので、ぜひその辺を十分検討されて、周辺の買い物弱者の方たちをどう買い物に連れ出したらいいかということ、これは商工会のほうも十分一緒に検討しないと難しいことだと思います。商工会としての努力ですね、お客さんをどうしたら来ていただくかというような努力ということにも通じるとと思いますので、総合政策のほうで商工会とも十分に検討されて、この買い物弱者対策を移動販売がいいか、店舗がいいか、それとも注文販売がいいか、いろいろ方法はあると思いますので、考えていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） 先日通告しておりました第5次川南町長期総合計画に基づくところの第5次行政改革大綱の取り組み、また今後の町長の方向性をお伺いします。

第5次川南町長期総合計画は、平成23年4月から実施される中で、5年間の基本計画、2年サイクルの実施計画が承認され、町民はその方向で歩み始めたのであります。その長期総合計画の町民のアンケートを土台とし、町民の代表による諮問委員会にもかけられ、数カ月の時間を費やし作成されたことも事実であります。

このような状況の中で、いとも簡単に平成24年度から自治法の改正により町行政は長期総合計画となるものは議会に諮る必要もないとのことであるが、このことを踏まえて、町長は改めて川南町の歩む道を示していただきたい。

例えば、現在10年間の長期総合計画に基づき、行財政改革を実行されているが、その場合にただ地域の問題ではなく、町全体の社会福祉、教育、産業、末端行政等の組織育成、情報、災害にかかわる総合的な考えをお伺いします。

町長は、この4月に第5次行政改革大綱なるものを見直し、向こう3年間を示されておられますが、そのことについてお伺いをしたいと思います。

自治法の改正に伴い、当然町長の考えはあってしかるべきであり、このことは高く評価するべきで、私も同意するものであります。しかし、今回3つの保育所統合問題等を考えるとき、町長が示された第5次行政改革大綱の内容がどこまで町民の声が反映されているのか疑問になります。教育関係、社会福祉、幼児福祉、地域関係者などの声が聞こえてきません。

今の情報社会の先取りとして、町長は行政の情報発信にフェイスブック、スマートフォン等の活用を進めておられますが、足元の問題は必ずしも町民はもとより町の職員ですら問題を共有していないように思いますが、いかがでしょうか。

今日、平成23年度に示された第5次長期総合計画をどのように捉えられているのか、また町長が示された第5次行政改革大綱の消防団の部の再編、敬老祝い金の見直し、小学校の統廃合の検討、保育所の統廃合民営化、末端行政等についてお伺いをいたしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの竹本議員の質問にお答えいたします。

長期総合計画及び行政改革大綱についていろんな視点からの御指摘をいただきました。まず今回第5次長期計画を策定させていただいておりますが、当然ながら10年間という長い構想、将来像という形の基本構想がございます。それを受けまして、各分野それぞれに具体的な数値を示しました5年間の基本計画、そしてその下にございます2年間の、これは予算の策定を指針とする実施計画、2年ずつではなく、それは1年経過した後のローリング方式という形でいろんな状況をさせていただいております。

それと同時に、並行して行政改革もさせていただいておりますが、第4次行政改革については5年間、今回の第5次につきましては、やはり今までの5年では長過ぎるのではないかと、より変化する社会に対応するためにということで今回3年間ということで24年から26年でさせていただいております。いろんな御質問もたくさんいただきましたので、なかなかまとめて答弁しづらいんですが、やはり今川南町が抱えている問題、何度も御指摘をいただいております。末端行政のこともありますし、新しい方策としてのフェイスブックもいただきましたが、それぞれに御指摘があったように、地域はどうなっているのか、足元をちゃんと見ているのかという視点は、非常に重要なことだと思っております。細かい点につきましてはまたその都度お答えいたします。

○教育長（木村 誠君） 小中一貫教育ということについてでございます。小中一貫教育の必要性につきましては、幾つかあると思われましても、一つには、児童生徒数の減少により学校の小規模化が進行する中で、学校規模の適正化を推進するため少子化対策として一貫教育を導入するケースがあると思います。ほかにも学力の底上げ、小中学校教諭の相互交流、財政面での効率化などが挙げられます。

いずれにしても、本町の場合は、校舎が小中学校において隣接しておりませんので、県内で実施されております一貫教育の校舎並置型、併設型で実施するためには膨大な建設費が伴いますので、将来の実情に合った形で推進するべきではと思っております。

義務教育を中心とする学校主管の連携、接続のあり方にもいろいろな課題があると思いますが、児童生徒によりよい教育環境を提供するための教育のあり方について、統廃合も含めた形で将来に向けて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 私自身がこの川南町長期総合計画、この23年から計画されまして

24年度実施ということで携わった一人でもありますが、それらにつきまして、今後の町長の考え方について質問をさせていただきたいというふうに思います。

第5次川南町長期総合計画、先ほど町長が言われましたこの中におきまして、総合的な10年間の計画、そして基本計画として5年間、そして毎年発生するところの1年サイクルですか、2年サイクルの中でそういった実施計画書を挙げている、それは、その時のこの24年度に始まる時の考え方であったわけですが、自治法の改善によるところによりますと、こういったものにつきましては、町長独自の考え方で、マニュアルのもとでもやってもよいと拡大解釈すればそういうことになるわけですが。しかし、現実的に10カ年のこういった方向性が示される中において、これらにつきまして、今後この川南町長期総合計画に基づくところの10年間の中において、先ほど言われました行政改革大綱、自分としては3年でこれは長いから、基本計画のところですね、5年は長いから3年でやっていくということの理解でよろしいでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、まず長期総合計画と行政改革というのは基本的には別なものとして捉えております。当然関連性はございますが。自治法の改正によってつくらなくてもいい、町長の裁量でいいということになっておりますが、当然町としての指針は必要でありますので、今後ともその重要性、やっぱ柱になるものは必要であると考えております。

第5次長期計画が3年になったということでございますが、第4次で取り組んだこと、その検証を踏まえ、積み残しの分と新たに昨年職員提案を数多く出していただきましたので、それも加味して、項目的には6項目から10項目にふやしております。

3年間の意味ですが、大まかにはやはりスピード感をもった取り組みが必要であると考え、3年間としております。

○議員（竹本 修君） 私はそこにこだわりの理由として、この長期総合計画の総合の持論の中で第5次川南町長期総合計画の構成と期間ということで基本構想、基本計画、実施計画なるものが基本になっているかというふうに思います。確かに言われるとおりに、行政改革との関係は若干違うものであるというふうには理解しておりますが、しかし、その中におきまして、町民のアンケート調査を重視しながらということが必ずしも出てきております。そういうことを踏まえていった場合に、私自身はやっぱりにこれに基づくとすれば、行政改革の中の第5次川南町行政改革大綱というものを3年ということで示されましたが、それらにつきましては、この提出に当たって審議会等をなされたのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの竹本議員の御質問にお答えをいたします。

川南町長期総合計画につきましては、平成22年12月に議会のほうに提案いたしまして、議会の議決をいただいております。この長期総合計画につきましては、審議会に諮問をいたしまして答申をいただいております。この長期総合計画については、平成23年4月から10カ年の取り組みということで承知をいたしております。この基本構想の中で、行財政健全化の推

進の項目がございます。この推進項目の推進の事業の一環として、第5次行政改革大綱を策定しております。これで24年から3カ年の取り組むべき項目を策定しております。

それから行政改革大綱につきましても、第5次川南町行政改革推進委員会のほうに諮問をいたしまして、メンバー10名だったんですけど、5月末に答申をいただいて、議会のほうに6月議会で御説明をいたしたところでございます。

以上です。

○議員（竹本 修君） 第5次川南町行政改革大綱というものが審査会で10名ほど検討されて提出されたということで、私たちの手元に5月の説明ということで理解していいわけですね。その場合に、審査会、審議会等の名簿等とございますか、審議会の委員等の資料がございましたら、後ほどで結構ですからいただきたいと思っております。

それらにつきまして、確認とございますか、そういうことの状況でございますから、その状況を踏まえて質問をさせていただきたいというふうに思います。

この改革大綱の中で学校の統廃合をうたっておられます。そして今回、保育所の3つの合併にかかわる問題としての考え方とございますか、それも保育所の統廃合の中でうたっておられる。その中において、学校の統廃合につきまして、この行動計画につきましては統廃合を進めていくということで審議をしていくということでうたっておられます。そして保育所につきましても、財政を考えていった場合、そういった民間のほうに移らせていくとか、そういった形で、財政的な面も含めて統廃合とございますか、今回の場合は統合になるわけですが、そういったことも進めておられます。

私は何をこの中で申し上げたいかというのは、統廃合を進める中において、保育所の中を同じ教育の場所に設置するという話の中がどうも腑に落ちないというか、仮に統廃合を、小学校の統廃合を検討していったときに、この山本、場所を申し上げればそういうことになるわけですが、そういったこととのかみ合わせとございますか、考え方につきましてはいかがですか。わかりましたかね。

結局、何が申し上げたいかというのはですね、もう一つ資料を見ていただければわかると思いますが、8月27日の議会勉強会の資料につきまして、小学校・保育所の連携の理想ケースとして設置するような方向づけがなされております。当然こういうことになると、山本小学校につきましては統廃合というものはどうなるのかなというような気がするわけですが、そのあたりの考え方をお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、まず小学校の統廃合、それから保育所の統合、これはですね、関連性は当然ありますが、今回においては、それは全く別として取り扱っております。つまり小学校につきましては、まだ統廃合を検討する段階だと考えておりますし、いつするのか、具体的な話ではなく、そうなった場合の試算、そうなった場合の町としての対応、そういうことでございますので、具体的な話では進んでおりません。

保育所に関しましては、行政改革法の中の行財政改革の一環としての民営化として捉えておりますし、確かに勉強会のほうで御説明させていただきました保育所と小学校が連携することの意義、それは幾分申し上げさせていただいたと思っております。県内におきましても現状としては幼稚園と小学校が、町立の幼稚園でございますが、一緒になっている例は多々ございます。それは主に年長者、あと1年で小学校に上がる子供たちとの連携でございます。川南町今回の場合は、まずは民営化、その後に新しい形としては0歳児も含めたトータル的な保育・小学校との連携が考えられると思います。

以上です。

○議員（竹本 修君） 町長の言われる内容につきまして、ちょっと疑問をすることがございます。と言いますのも、やはりこの中の小学校と保育所を連携の理想ケースとして求めるならば、そこの継続性の指導というものがなければいけないように感じます。その場合につきましては、ほかの学校についてはどうかなというような気がしています。ただこの地区だけで、こういった形の連携ケースということでまとめて、この地区についてはやりやすよという話ではないような気がします。

これらにつきまして、もうひとつ伺いたいんですが、その場合につきまして、先ほど私も言いましたけども、教育関係、福祉関係の人とどういった形でこういった形がですね、保育所・小学校の連携という言葉が出てきたのか、この提出に当たりましての協議がなされたのかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 現在のところ教育委員会、学校関係、そしてPTA、福祉関係の間で協議は行っておりますし、昨年23年の5月に政策会議で場所の決定をさせていただいた後に皆さんのほうにも御説明させていただいていると考えております。補足は教育長に。

○教育総務課長（吉田 喜久吉君） 竹本議員のただいまの質問に対して回答いたします。

政策会議を受けて、昨年5月に定例教育委員会終了後に説明を受けました。それで委員さんからの主な意見としましては、学校関連の消防に照らし合わせて、不備がなければ建設に関する支障はないんじゃないかということとか、あと既存施設の使用に関しましては、事前協議を十分に行っていただきたいということでございます。必要とあらば、協定書等を交わすことで責任の所在を明確にしたほうがよいのではないかとということでございます。

それから小学校との連携で新たな教育、地域活動が期待できるんじゃないかなということで、そういった御意見がありました。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） それでは、一つ町長に質問させていただきたいと思いますが、内容等につきましては、今課長がおっしゃられたとおりだというふうに思うんですが、平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書というものがこの8月の27日ですか、提出されております。川南町教育委員会ですね。それらについては、協議のことは一切うたっていないんですが、教育委員会の活動として教育委員会と町長部局との連携

ということで確認をしていただきたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 教育委員会と町長部局との連携ということでございますが、教育委員会終了後、私どもが出向いてそういう交流会、意見交換会はやっております。

以上です。

○議員（竹本 修君） この中、これ先ほど言いました教育委員会から8月27日提出されておりますこの確認をしていただきたいと思います。教育委員会の見解としては、教育長、町長及び事務局間の意見交換は随時行われているが、委員会、町長の交流は行ったものの、十分な意見交換の実施はできなかったということで、点検評価では最下位になってるんです、4番目に。それをどういうふうに理解されますか。

○町長（日高 昭彦君） 確かにその時点においては、内容について言われるとおりのことだと思いますが、その後において行っておるという意味でございます。

○教育総務課長（吉田 喜久吉君） 竹本議員の御質問に再度お答えいたします。

昨年度は、言われるように町長部局との意見交換会を、なかなか日程調整が合わずにできなかったということでございますが、今年度につきましては、先ほど町長が言われたようにことし、先月ですね、1回教育委員会等の意見交換会を実施しまして、ことし度につきましては、必要とあらば、あと継続的に実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 私はここまで何でこだわるかといいますのは、町長がこの5月に川南町行政改革大綱、それからあわせて行動計画というものを発表されておりますが、その担当課は教育総務課なんですわね、もちろん。しかし、現実的にやっぱりその積み上げというものは、やっぱり委員会もびしゃっとした把握をしながら、私も聞き取りは全部しております。そういうことを踏まえていった場合に、やはり幾らよいことであっても、やっぱりこういった問題を共有するところは全部共有していかないと、やはり前に進むもの、また時間をかけていかなければいけないというマイナス面が出てくるだろうというふうに思います。そういうことを含めて、やはりそういった共有する分については、多分この小学校問題ではなくて、各課関係するところは多分にあるだろうというふうに思います。そういうことも踏まえて、こういった行革大綱なるものにつきましては、やはりそこ辺のところを、先ほど審議会等も言われましたけど、それ以前にそういった協議をしていただきたいと思いますというふうに思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今御指摘があったとおりで思っております。しっかり共有して前に進むと、そういった各課の連携、町長部局、教育委員会との連携は、非常に大事なことであると思っておりますし、今後はよりそういうところで十分配慮しながらやっていきたいと思っております。

○議員（竹本 修君） ほかに問題点につきましても、こういうことは共有するわけですが、さらにほかの問題も取り上げてますので、一つずつ質問をさせていただきたいと思いま

すが。この大綱の中で非常に保育所と小学校を結びつけるような話の中で、関係者が共有していないということをつくづく思ったものですから、そういった質問をさせていただいております。

次に、消防団の編成ということでございますが、消防団の編成につきましては、いろんな私も後援会に携わっているものとして、何回かこの言葉も聞いております。しかし、現実の中においては、もう早目にしないと、やっぱり年齢は、団員の年齢とかそういったこともございます。実際私たち地域の分におきましては、40歳以上の方も何名かいらっしゃいます。そういうことも踏まえていった場合に、ただ関係世帯数と言いますか、地域の世帯数が100戸のところもあり、七、八百戸のところもある。これでいいのかということ、運営上、それから地域性のそういった団員の補充、そういったことを考えると、基本的には団員の243名ですかね、そういったものは維持していくという話ですが、これらにつきまして、もう少し具体的に進まなければ、私たちのと申しますか、地域の分におきましては、先ほど言いますように新規の方もございません。そういうことも改めて、こういうことで消防団については、こういった大綱の中でうたっておられますが、これらにつきまして、考え方をいま一度お願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、消防団の意義と申しますのは、当然防災上のことは当たり前でございますが、もう一つ、地域活動、地域のつながりの中で本当に大きな御尽力をいただいているのが事実でございます。そういう点も含めまして、非常に大事な問題として捉えております。

今議員の御指摘のように、地域間の差があると、面積が広いのに人が少なくて非常に苦慮しているという消防団があることも十分聞いております。町といたしましても、この問題を踏まえて、26年までにしっかり見直しをかけたいと今検討しているところでございます。

○議員（竹本 修君） 消防団の部の再編ということで、この三角準備状況ということで、24、25、26、こういった形となっております。1回そういうことも方向性が出れば、やっぱりこの機構の問題等も発生すると思っておりますので、機構の問題が発生してからまだ1年という姿になります。そういうことを踏まえた場合に、さらに早目にこういった対応をしていただきたいというふうに思っております。

次に、情報社会でのフェイスブック等についての考え方につきましてお伺いしたいと思います。

私はこのフェイスブック、スマートフォン等につきましては、非常に発信することにおいては、町長同様に買うものでございます。やはり発信なくしては、やはり行政というもののPRはできないかというふうに思っております。うちの長男のほうも熊本にいますが、そういうことで私よりも町内のイベント等は周知しているようでございます。その面については、非常にいいんじゃないかということを思っておりますが、私、フェイスブック等につきましては、2点ほどちょっと問題があるような気がいたします。

先ほど言いました発信については非常にいいんですが、受け皿につきまして、受信につきまして、町民の方と申しますか、そういった形で要望事項等に対しての対応、それともう一つは個人情報とか個人情報保護、機器類の管理等につきまして、どういうふうにしていくのか、これは私、非常に難しい問題じゃないかというふうに思っております。特に、このことについては、個人の所有するものでありまして、個人と公の振り分けの考え方、そういったものにつきましての取り扱い、その中においてのホームページの利用も発生していくわけですから、そういった形についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまのフェイスブック等を含めた質疑でございますが、まずその危機管理についてどうしているのか、個人等保護との関係と申しますが、これはフェイスブックに限らず、現在のインターネット社会におきましては一番に考えるべき問題でございます。当然フェイスブックとしても、それは、これは会社の説明でございますが、一番重要視していると、そこに一番の、セキュリティーに一番の力を注いでいる。それは、例えば国内における問題にしても、危険性がゼロということはありません。それは、例えば我々としても十分対応したいと。

それにおきまして、町におきましては5月1日、記者発表が5月20日でしたけど、それ以前に川南町フェイスブック運用要綱並びにフェイスブック有効活用検討委員会要綱、つまり、フェイスブックをシステムとしての問題、そしてそれを扱う人としての取り決めも行ってございます。

もう1点、今後ともその危機管理というのは非常に重要なことですので、日々そういう検証を繰り返しながらやっていく考えでございます。最初の質問で、発信はいいが受信のほうはどうしているのかということでございますが、従来言われておりますのは、今までのそういうネットの情報、一方的にこちらから発信するものでしたが、フェイスブックに関しましては、実名と顔写真が原則でありますので、一対一のコメント等がとれておりますし、現在、役場のホームページにおきまして、その都度コメントには返答をさせていただいております。ただし、感想でございますとか、その人の単なる思いに関しては、そのまま、いちいち答えておりませんが、質問に関してはすべて返事をさせていただいております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 私は、そこあたりが非常にこの危機管理と申しますか、個人の管理と申しますか、そういったことにつきましては思ったものですから、私の手元にも川南町フェイスブック有効活用検討委員会要綱というものを持っております。それらにつきまして、しかし、これらにつきましては、職員間のこういった申し合わせに基づいての考え方ということで、処理等につきましては問題点があったら担当課を含めたこういった委員会の中で検討していくということですが、さらにここで一つ考えていただきたいのは、確かに先ほど言いますように、情報社会ですから、それらを活用していかなければいけません。職員

が非常にこういった対応することによっての時間の、その人にとってですね、やはり時間の計画性がなければ、こういった対応もできないだろうと、委員会の会議もできないだろうというふうに思いますが。

そこで一つ思うのは、10年前ぐらいまでは200名近くの職員がいました。今はもう150名160名の世界なんですね。そういうことを考えていった場合に、こういった対応ができるのかなというのは疑問視をしております。なかなか時間の中で10名ないしかのそういった職員のことを含めて検討する場所がなされていくのかなというような気がします。なかなか行政として、そういった処理というものは難しいだろうということで思いますが、それらに気をつけられて、今後はこういった検討委員会の中で整理しながら受信についてもやっていただきたいというふうに申し添えておきたいというふうに思います。

次に、敬老祝い金の廃止について、もう少し検討するべきではということで掲げておりますが、これについては、先ほど町長のほうから少し答弁ということがありましたが、先人者に対してのそういった形の考え方を再度お聞きしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 敬老祝い金についてのことでございますが、現在は80歳、88歳、100歳、3回実施しております。これについての検討をさせていただいた結果、これはやはり財政面からすると減らしたほうがいいんじゃないか。しかし、高齢者の方々の生きがいであるとか、そういうものにつきまして、廃止ではなく縮小という方向で検討を聞いておりますし、来年度からはそのうちの1回はということで考えております。

○議員（竹本 修君） 敬老祝い金事業の見直しというものが大綱の中でうたっておりますが、80歳で1万円ですか、80歳から100歳で2万円、それから100歳で3万円、そういった形じゃございませんけど、そういったものがありますが、廃止に向けて検討していくようなことじゃないかというふうに思いますが、今敬老会といいますか、私たちの先輩につきまして、私も前期高齢者になりましたけど、そういうこともありまして、敬老事業につきましての考え方、6月30日をもって温泉施設もそういうことで廃止——廃止といいますか、そういった形になりました。老人者におきましての環境というものが、非常にそこあたりが、これでもか、これでもかという話になるんじゃないかということで、私はぜひともこういったものに対しましては、金額は本当に財政的に逼迫であれば話が別問題というふうに思いますが、私たちの、今、川南町があるということは、こうした方たちの努力の結果だろうというふうに思っております。それに対して幾らかでもそういった祝い金ということじゃございませんけど、方向性を残していただきたいなということで、再度町長のこれからの検討をどういうふうにされるのかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど私が廃止、縮小の方向と申しましたが、これはそういう答申がございましたので、それを考慮に入れて検討をしたいということでございます。今竹本議員がおっしゃったとおり、先輩に対して今まで町をつくっていただいた方に対して、先ほどの米山議員の質問と重なるかもしれませんが、やはり我々ができる最大の思いは伝えるべ

きだと考えております。

○議員（竹本 修君） 先人者につきましてのそういった私たちの方向性をここまで導いていただく中においての考え方というもので対処をしていただけたらなというふうに思っています。ぜひともそういった、拡大は無理でしょうけども、そういった継続の方向性を出していただきたいというふうに思います。

次に、最後になりますが、末端行政の確立につきまして質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど同僚議員の中でもありましたけど、やはり今24区制の中で区長のいないところもございます。そして分館といいますか、区の活動というものが個人というものが非常に占める割合が大きいところが見受けられます。全体では、6月の議会の中でも同僚議員が質問する中において、振興班の加入率65%で現状に合わないと思っていると町長の答えがございます。そして区長を地域のトップとして位置づけ、もう一度再構築構想を示していきたいということでございますが、再度このあたりの見解をお伺いしたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） 末端行政に関しましては、非常に大事な問題として捉えておりますし、現在その再編するための準備も進めさせていただいております。現状のところ職員との検討会、そして今区長、分館長にアンケートをさせていただきましたので、今月中にはその検討会も進めていく考えでございます。

何人かの議員の皆様から、また同じ質問があるかと思えますが、やはりここを通らないと、川南町の将来はないというつもりで、できること、できないことをしっかり分けながら、取り組んでいきたいと思っております。

○議員（竹本 修君） 私はこの末端行政の確立ということで掲げておりますが、自分たちの24区におきましては、小さい区域ということで加入率も高いんですが、そのあたりといたしますか、考え方を申し上げますと、私は基本のこういった振興班といたしますか、今の川南独自のこういった滞在的なこういった形の振興班制度、こういった形のやはりそこを崩すような政策というものはやっぱり受け入れがたいんじゃないかという気がしております。

先ほど区長がいないところにつきましては、敬老会の実施というものは何かされてないような、これは本当に私自身はやっぱりここらあたりの手当も行政の中で指導していただいて、100%地域では、参加率は別として地域の100%敬老会事業等をやっていただくためには、こういった地域の振興班を生かしていかなければという気がするわけですが、区域割等につきますので、大体でいいですから町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどの12区の問題も非常に残念な結果であります。しかし、町といたしましても最善の努力をしているんですが、現状としてはそういう状況でございます。大まかでいいけどということでございますが、まず振興班をなくすということであっては我々としてもいけないと思っております。ただし、新しいものも加味していく必要がありますので、いいとこ取りになるかもしれませんが、やはり大事なことは残して、でもここはこ

うしたいという24区という区割は設けたいと考えております。

○議員（竹本 修君） この末端行政の確立ということで最後に質問させていただいているわけですが、先ほどから行政改革大綱なるものにつきましてのいろんな御意見を申し上げましたけれども、末端といいますか、地域住民の中、町民の中においては、これをなくしては先に私は事業として進めないんじゃないかと思います。いろんな、例えば先ほど言いました学校問題にしろ保育所問題にしろ、地域の方たちがやっぱり顔を出してきます。そういうことも含めていった場合には、やはりそこあたりの意見等も吸収するという意味では、やはり区の末端行政の組織の確立をやはりしていかなければ、ほかの問題といいますか、いろんな問題等につきましても、やはり前に進んでいかないんじゃないかというふうに思っております。

いろんなことを申し上げましたが、最後に、この第5次行政改革大綱なるものにつきましては、チェックしながら、私も勉強させていただきたいというふうに思いますが、できる限り、先ほど言いますように、くどいようですが末端の町民の声を反映しながら、こういうことで行政改革大綱なるものの行動をしていただきたいというふうに思います。そういうことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議員（中津 克司君） 一般質問通告書に基づき質問いたします。

まず、1番目に高齢者の生きがいつくりと、健康寿命を延ばす具体的方策について質問いたします。

平成22年の国勢調査では人口1万7,009人、高齢化率26.4%であり、10年後の平成32年には人口1万5,500人、高齢化率35%になるであろうと予想されています。この調査での世帯の家族類型を見ますと、世帯数6,003世帯で、その家族構成は、1位が夫婦と子供世帯1,656世帯で27.6%、次いでひとり暮らし世帯1,388世帯で23.1%、3位が夫婦のみの世帯1,319世帯、22%で、上位の三つの世帯で全体の72.7%を占めています。

私が注目したのは、ひとり暮らし世帯のうち、高齢者のひとり暮らし世帯です。637世帯あり、全世帯の10.6%を占め、10世帯に1世帯は高齢者のひとり暮らし世帯ということになります。

ちなみに、75歳以上の高齢者ひとり暮らし世帯は392世帯、全世帯の6.5%を占めています。今後、この傾向はふえていくものと予測され、ひきこもりから要介護とならないための介護予防施策がより重要になってきます。

先般、自立して健康に生活できる期間を示す2010年時点の健康寿命が算出され、示されました。全国平均で、男性70.42歳、女性73.62歳です。平均寿命から差し引くと、健康な日常生活を送れない期間が、男性で約9年、女性で12から13年あります。この期間をいかに短くするかが大きな課題です。

町では健康でいきいきと暮らせるまちづくり計画のダイジェスト版を各家庭に配付し、行政が支援することも明記しています。リーダーシップの発揮が不可欠です。

この中に、「本町の運動をしている人の割合は約3割です」とあり、私は意外な感じでした。町長はスポーツランド構想を掲げ、高森近隣公園、屋根つき多目的運動場、東地区運動公園の整備に取り組んでいます。運動公園を総合的に整備し、相乗効果によるスポーツキャンプや、より大きな大会、合宿の誘致などで交流人口の増加に伴う町経済への波及効果を図るとの説明でした。

確かに、活性化にはつながると思います。費用対効果が即あらわれる案件でもありませんし、息の長い取り組みが求められます。私は、これだけの施設を充実し、どのように町民のために有効活用できるのか考えました。アスリートタウン構想、シニア大会、マスターズ大会等を思い浮かべましたが、しょせん私のようなスポーツをしてきた人間の視点、論点ではないのか、スポーツが苦手な人、嫌いな人もいます。運動をしていない約7割の人が、施設を有効活用しながら、みずからの健康はみずから守る取り組み、元気な高齢者はますます元気になる取り組みができないものか、情報収集しました。

そこで、年齢や性別、障害等を問わない総合型地域スポーツクラブがあることを知りました。現在、県内で22のクラブが活動し、設立準備中のクラブが9つあります。このクラブは、スポーツに限らず文化活動、例えば書道、編み物、民謡等もやられるとのことでした。

人や地域との交流ができ、世代を超え、仲間が仲間を呼び人の輪が広がった、また、クラブが人々の居場所になり、ゆとりが生まれ、生きがいくくりになるなどの効果が報告されています。町長の描くスポーツランド構想の中には、町民本位で子供、お年寄り、障害者なども考慮した地域活性化の起爆剤になるものがあるかと考えます。

私は、パラリンピックに出場できるような人が育たないかなとも考えています。施設を整えたことは、ゴールではなくスタートにしなければなりません。スポーツ基本法の制定により、県も推進に力を入れている、みんなが主役の総合型地域スポーツクラブの設立について、町長の見解を伺います。

2番目に、生活環境の整備について質問いたします。

1年前の新聞に、「家畜ふん尿悪臭抑制へ」との大きな見出しで、川南町は家畜ふん尿による悪臭発生を抑制しようと、乳酸菌や納豆菌、酵母を発酵培養させた環境浄化微生物えひめA Iを使用した実証実験に乗り出す、また半年間にわたりデータを集積し、新たな環境対策として生かしたい考え、と述べています。

えひめA Iの効果がどうであったのか、今後、どのように活用していく考えか質問いたします。

3番目に、川南湿原の環境整備について質問いたします。

川南町湿原植物群落は、国指定天然記念物として高い評価を得ています。改修工事、環境整備され、平成21年から一般公開されています。

新橋ため池の南側に大きな排水溝がありますが、敷地のすぐ外側に国立病院機構宮崎病院内の浄化施設があり、汚水が流されているのではとの声をよく耳にします。調査の結果、浄化

施設の使用状況は病院内の汚水を1回集めてポンプアップし、全て町の下水道に流されており、雨水だけしか流入していないとのこと。しかし、見た目、外観から勘違いされます。

まず、浄化施設が目隠しになるような植樹等はできないものか、質問いたします。

湿原には希少種が何種類も自生しています。盗掘は周辺住民の方の目もあり現象はしてきましたが、まだ発生しているようです。

2番目に、盗掘なり保護対策にどのように取り組むか質問します。

湿原は、町の誇れる資源です。総合的な学習の時間に活用し、川南町のよさを再発見している小学校もあるようです。四季折々の変化があります。

最後に、学校教育、町民の文化の高揚にもっと積極的に情報発信し、活用する考えはないか、質問いたします。

以上ですが、関連事項については質問者席にて質問いたします。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時06分休憩

.....
午前11時16分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） それでは、中津議員の御質問にお答えいたします。

3点ほどいただきました。

まず、スポーツに関してのことですが、総合的な総合型地域スポーツクラブという、基本的に町としても健康でいきいきと暮らせるまちづくりを掲げておりますとおり、予防を重視した健康づくりが非常に大切なことだと認識しております。特に、この総合型スポーツクラブにつきましては、今までの競技スポーツとは違う意味で、種目が多い、多種目、そして若い人から高齢者まで世代間の輪が広がる、もう一つは、レベルも初心者からトップレベルまで、いろんな方々が参加できるということに関しまして、誰でも、いつでも、世代を超えてできるという非常に利点があると考えております。

現在の市町村では、まだ実施していない市町村が10ほどございまして、川南町もその中の一つではございますが、現在、研修を重ねながらいろんな検討を行っているところでございます。これからの進むべき道としては、非常に重要な考え方の一つであると考えております。

次に、環境対策といか、えひめA Iについてでございますが、もともと愛媛県の県職員の方が提案されたやり方ございまして、四国を中心に、お隣の鹿児島、そして宮崎、岡山、東京などかなりの広がりを見せております。

私どもが考える一番の利点は、まず、コストが安いということございまして、悪臭については、私も体験させていただきましたけども、アンモニア臭が瞬時に消えるという事実はございます。ただ、薬事法の絡みがございまして、そういういろんな効能的なものは、その容器に張りつけたり、そういうことはできないと聞いております。

現在、畜産農家16件、そして野菜農家37件、今年度は一般の農家にも広げております。一般農家27件、そして衛生公社、運動公園のプールなどで試しております。いろんな、先ほど薬事法のこともしましたが、私も一農家として、ウドンコ病だとかヨウ病だとか、そういうことによかったという声も聞いておりますし、今後取り組むべきことは、やはりこれをもっと積極的にPRしていきたいと考えております。

それに関しましては、いろんな現在、助成の団体でありますとかいろんなところでの広がりを探しているところでございます。

川南湿原のことではございますが、まずあそこの排水溝が、見た感じ人工的な感じがするんじゃないかということではございます。私も確認させていただきました。ただ、ここは議員の御指摘であったとおり、国の指定天然記念物ということで、ハード的な整備というのはなかなか簡単にはできないかと思っておりますが、自然の植栽を利用した、言葉は失礼かもしれませんが目隠しということは、当然やってあげるべきだと考えておりますし、具体的にはしだれ柳でありますとかそういうことができるんじゃないかと考えております。

非常に植物学的にも希少な自然でございます。観光事業にはどうかという御指摘もありますが、まずは保護が第一でございますので、盗掘に関しては非常に注意を払っているところでございます。外周に忍び返しをつけるとか、屋外の放送設備をつける、あとは職員がそういう不審者の見回り等を行っているところでございますが、保護に関しますと、現在ボランティアの方も含め、いろんな活動、草刈り等も含めてやっていただいております。外来種の抜き取りであるとか、その甲斐がありまして、地道な活動のおかげで、植物群の保護、そしてまた復活、増殖復活が確認されているところでございます。

これは、議員が申されましたとおり、町として非常に大事な資源でございますので、町内の小中学校の教材としても見学に来ていただいているようでございますし、昨年度で申しますと8,000人ほどの来場者がいるようでございます。

ただし、繰り返しになりますが、非常にここは難しいところですが、貴重な植物があるがゆえに、全てを公表すると、逆にまたそういうマニアの方の盗掘に遭う危険性があることも聞いておりますので、まずは保護が第一ということで、今後とも大事な資源として大切に扱っていききたいと考えております。

○教育長（木村 誠君） 湿原の活用についてでございますけど、今、町長も若干述べられましたけど、議員おっしゃるとおり川南湿原は町の誇れる資源と同時に、文化的な教材としてすばらしいものがあります。その財産を生かすために、町の小中学校の社会見学などに組み入れられていますし、各分館の研修、それから山茶花学園、高齢者学習の講座にも活用していただいております。

また、町内外の一般の方にも、たくさん来場していただきまして、先ほどもありましたけど、22年度4,094人、これは御案内のとおり口蹄疫で4月24日から7月30日まで閉園をいたしておりますので、この数字になっておりますが、23年度は8,597人の方に来ていただいております。

ます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 一番目の質問の関連事項として質問しますが、米山議員と重複する点もありますので、御了承いただきたいというふうに思います。

薄れつつある地域の絆づくりの場として、ボランティア団体とNPO法人が開設した都農ふれあいの居場所の代表に伺いました。

高齢者の方は足がなく、来たいけれども来れない、それでひきこもりになりがちで、隣近所の声かけ、共助が大切、とのことでした。

また、町内では活動の盛んな地区の長寿会の会長にもお話を伺いましたが、同様なことを言われました。元気アップ教室、地域ふれあいサービス等においても同様なことが言えるのではないのでしょうか。介護予防の観点からも、いかに参加率を高めるか、大きな課題です。

町政運営方針の中で、フロンティアバスに町長は触れられました、平成20年から運行されていますが、ニーズにこたえていません。実証運行を行うに当たり、過去の運行実績は担当課で把握していると思いますが、その中身を見れば、例えば利用者が多かった日は何か催し物のあった日とか、年金の支給日とその後何日間かとわかると思います。路線を走るのはそのような日に特化し、無駄を省き、元気アップ教室等、行事等を勘案した本当に高齢者のニーズのある、参加したいけれども足がなく参加できないとの声にこたえるべきです。

例えば、利便性のあるタクシーを利用し、お互いの地区内で誘い合うことで閉じこもりや心身の活動の低下も防止でき、一石二鳥の効果があると考えますが、町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問、御指摘でございますが、まず、議員が申されましたとおり、高齢者の方をいかに外に連れ出すか。米山議員のこととも重なりますが、非常に大切なことだと考えております。しかし、そのときに足がない、じゃあどうするのかということを含めまして、町内のフロンティアバス、いろんな形も検証を含めて、今後はまた新しい形のデマンドバスという形で取り組もうと考えております。

今、抱えている問題とどうすればマッチするかということ、具体的な検証までは検討中ではございますが、今後いろんな形で取り組んでいきたいと考えております。検討したいと思っております。

○議員（中津 克司君） 検討いただくということで理解しました。

続きまして、元気な高齢者の生きがい対策として、シルバー人材センターや老人クラブ、敬老会等があります。また、農協の直売所おすず村では、470人の会員のうち、40%程度が元気な高齢者だと聞いています。

県下の老人クラブの加入率はピーク時が昭和50年で52.3%、ことし3月31日が過去最低の14.2%で、我が町の長寿会も同様の傾向にあるとのことでした。

しかし、県下でふえているところがあります。そこは、老人クラブも分館の一員としてクラブ代表者が構成員、あるいは役員として分館の会議に参加し、分館との接点を持ち、連携、

協調し行動しているそうです。高齢化が進展する中、町長の長寿会拡充の考えを伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、先日、新聞報道でもございましたとおり、県内の高齢者の長寿会への加入率が非常に下がっているというのも、問題として聞いておりますし、現に宮崎市でも、市長の話によりますと、やはり引きこもりの高齢者がいるというのは、重大な問題だと捉えていると聞いております。

我が町としてどうするのか、今御提案のありました分館活動、そういう地域活動に入れて推進したらということでございますが、末端行政のこと等含めまして、いかにこれからのまちづくりに大事なこと、それは情報公開と住民参加だと常に思っておりますので、その住民の一人でございます高齢者の方も、今後どんな形があるのかも、やはり検討したいと思っております。

○議員（中津 克司君） では、続きまして2番目の、生活環境の整備についての関連質問を行います。

町内の公害全般に対する苦情が平成21年度89件、平成22年度62件、平成23年度137件で、その中の最重点課題は、畜産関連の悪臭問題です。

悪臭の苦情件数は、平成22年度20件、平成23年度27件発生しており、畜舎や堆肥処理施設からの悪臭や、堆肥の散布後の悪臭が主なものとのことです。

苦情が寄せられた場合は、畜舎へのえひめA I 散布や、施肥は完熟堆肥を使用し早急に耕うんするなどの指導をしているようですが、農林水産課との連携はどのように取っているのか伺います。

○町長（日高 昭彦君） 悪臭問題につきましては、いろんなことを聞いておりますし、当然、先ほど御指摘いただきましたえひめA I、私も体験上、非常に臭いが消えるということは感じております。これは、環境対策課とともに、やはり農林水産課、常に連携を取って取り組むべき課題だと考えております。

○議員（中津 克司君） えひめA I の試験の結果、畜舎や堆肥舎の悪臭が抑制される効果が確認されたとのことで、本年から一般家庭においても普及させる考えのようですが、効果があるのなら一過性のものにしてはならないと考えます。町全体の環境保全対策につながるか伺います。

○町長（日高 昭彦君） えひめA I についてでございますが、冒頭に申しましたとおり非常にコストが安いという点、つくり方も慣れてしまえば簡易であるという点からして、広げることが非常に有効なことだと思っております。

しかし、現状といたしまして、まだまだ町民の皆様方に対する認知度が低いのが問題だと考えておりますので、その点につきまして、環境対策課の補足をさせます。

○環境対策課長（三角 博志君） ただいまの中津議員の御質問にお答えいたします。

これから一般家庭のほうに広めていこうということで、今年度取り組んでございます。他の自治体が一般の家庭から大体取り組んでおりまして、その効果がいいということで農業部

門に導入されたりとかいうような事例がございます。

広めていく上では、広報活動等はもちろんですが、ユニークな土地土地の商品名、それをつけて市民に愛される名称で普及をさせていくというのが現状のようです。鹿児島県で例を言いますと、指宿市で「LOVEいぶすき」、それから霧島市で「エコきりしま」、それから鹿児島市では民間の団体が「かごしまA I」というような名称で広げております。川南町ではこうした取り組みを広げるために、「環境あいちゃん」という名前をつけて、親しみやすい名称で今後広げていこうというふうに考えております。

○議員（中津 克司君） 山有がなくなった後の弊害はあるのか伺います。

また、山有跡地施設の利用はどのように考えているのか伺います。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

山有跡地の問題、それから山有がなくなったことに対する環境の負荷がどうなのかという御質問であったかと思えます。

山有施設がなくなって、各農家ごとにそれぞれ家畜のふん尿処理を行っていただいているという状況でございます。特に、口蹄疫をもとに家畜のふん尿を集めることはどうなのかという議論をしております。防疫の面からは、やはり基本としては、家畜のふん尿処理は各農家でやるという方向がいいのではないかという議論がございますけれども、片方では適正処理が本当にでき上がるのかというのが、私たちの、今非常に悩ましい問題として今討議をしているところでございます。

そういう観点から、山有がなくなったことは、非常に大きな痛手であるとともに、再度私たち、防疫、いろんな面から考えさせられる一因になっているという状況でございます。

あわせて、山有の跡地利用という問題でございますが、これにつきましては、現在、4月の勉強会でもちょっとお話をいたしましたけれども、二つの方向性がございましたが、現在、一つの方向性で協議を行っているところでございます。3週間一度ぐらいのプロジェクトみたいな形で協議を行ってございまして、詳細につきましては、また勉強会なりでおつなぎしたいと、現段階で明確にこの場で答えることはちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思いますが、十分なる、今後の5年後、10年後の川南町の畜産なり町全体を考えた取り組みを、今協議しているという状況でございます。またおつなぎしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議員（中津 克司君） 私の知る、聞き取りに回った経営規模の大きな農家ですけれども、大きなところは、採卵鶏30万羽、繁殖豚1,100頭、肥育牛500頭を飼育しています。において近所迷惑を気にする採卵鶏や繁殖豚の経営者は、においを減少させる飼料添加物を必要経費とみなして給与しています。今後、穀物相場が上昇し、えさ代が上がることは避けられません。添加物の給与をやめることも十分考えられます。添加物の消臭効果というのは別にして、えひめA Iでは太刀打ちできない規模の農家が数多くあるのではないのでしょうか。

今、畜産農家の再生に向け力強く取り組んでいるところですが、家畜のふん尿対策は避け

て通れない道だと思います。

生活環境について、第5次長期総合計画では、施策の内容として公害対策の推進とあります。ちなみに、第4次長期総合計画では、「公害防止」となっています。公害防止に向けての抜本的な対策が必要ではないでしょうか。町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 公害防止を含めた環境に対する問題、これは今後の重要な課題の一つであると捉えておりますし、町内においてそういう事例に基づきながら日々検討していきたいと思っております。

○議員（中津 克司君） 最後になります。3番目、川南湿原の環境整備についてですが、保護対策を行っているということですが、保護対策は、今8人のボランティアの方に頼っております。高齢化している点もあると思いますが、今後どのように保護対策をしていく考えなのか伺います。

○町長（日高 昭彦君） 現在、ボランティアの方々に——川南湿原を守る会かと聞いておりますが、御尽力いただいております。議員のおっしゃるように、今後どういう体制でいくのか、非常にやっぱり重要なことでもありますし、本人たちに聞くとところによると、誰でも彼でも入れるというのは、逆にそういう人たち、盗掘の意味がある、そういう危険性があるということなので、慎重に人選をしながら継続できる体制をとりたいというふうに考えております。

○議員（中津 克司君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、林光政君に発言を許します。

○議員（林 光政君） 通告書に従い2点ほど質問いたします。

質問事項1点目、町立3保育所、野田原、山本、記念館の統廃合と民営化について、その要旨は、「野田原保育所保護者に対する」と私は申し込みしておりますけれども、正式には「保護者会意見等に対する回答について」でございます。お詫びをして訂正させていただきます。

この一部内容ということについては、担当課のほうにはお話しております。

もう1点、5カ年無償貸し付けの根拠は何か。

質問事項の2点目、通浜地区、8班です。県道山側の崩壊現場について、その要旨、工事の進捗状況を伺いいたします。

以上、2点についての内容説明は、質問席にてお話をさせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの林議員の質問にお答えいたします。

まず、野田原保育所保護者会に対する回答に関することですが、ことしの5月に3保育所の統廃合に関する保護者会ということで、そういう意見をいろいろ取りまとめさせていただきました。議員のほうから個別にまた質問が出た時点でお答えしたいと思っておりますが、いろんな保護者には不安が当然ございます。3つを一緒にするという距離的なこと、いろんな環境的なこと、その都度誠意を持って担当職員がお答えをさせていただいております、総括いたしますと、基本的にはほぼ納得していただいたと聞いております。

あと、その土地の5年間無償貸し付けということでございますが、これは、本町におきましては、今までも福寿園老人ホーム、また十文字保育所、東保育所、全て5年間無償で貸し付けた後の有償という形をとらせていただいておりますので、今回もそれに従い行いたいと考えております。

最後に、通浜地区の県道の崩壊現場についてでございますが、御承知のとおりことしの6月24日、大雨によりがけ崩れが発生したと。そして、避難指示を出させていただきました。住民の皆様にとっては、本当にそのまま生命にかかわるような事態も想定されましたので、こちらの判断でそうさせていただいたところでございます。

現状の取り組みに関しましては、県の治山事業ということで取り組ませていただいております。ただ、あの斜面につきましては、筆の境がはっきりしていない部分、また地権者が死亡されて手続等に手間が要るということも含めて、現在9月に国による復旧工事の査定を受けると、そして年内に工事を発注できるという見通しでございます。住民の皆様には、一刻も早くという強い希望があるのは承知しておりますが、我々としても精いっぱい取り組みをさせていただいております。

以上です。

○議員（林 光政君） 資料をいろいろいただいておりますが、ことしの5月7日の全員勉強会でいただいた資料の内容です。保育所、記念館・山本・野田原、これは保護者の方への町長名ですね、発川健児第13号、24年の4月12日とあります。「町立保育所民営化移譲先法人決定について」という題目です。

まず、町立野田原保育所を民営化移譲、その移譲を受けた社会福祉法人により、町立記念館保育所と山本保育所を統合した新しい保育園を山本小学校地区に設置する計画で法人募集をしたとあります。

三つの社会福祉法人の応募があった、そこで、過去川南町保育所移譲先候補選定委員会なるものを設置したとおありますが、これは8名とお聞きしておるんですけど、8名じゃったんでしょうか。

○議長（山下 壽君） もうちょっとはっきり言って。今、最後の質問。

○議員（林 光政君） 8名と聞いておるんですけど、ちょっと以前の説明で。8名。

○議長（山下 壽君） 林議員、質問がはっきりしないんですけど、質問をはっきり言ってください。

○議員（林 光政君） 以前、課長が説明をされたときに、8名と私はメモを取っておるんです。その選定委員です。8名でしょうかとお聞きしているんです。確認です。（「選考委員は8名じゃったことは確かかと、そういうこと」と呼ぶ者あり）選定委員を8名と課長がおっしゃったのを、私メモしておったので、決まった時点でやっぱり8名で変わりありませんかということをお聞きしているんですけど。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 以前、報告したとおりでございます。

以上です。

○議員（林 光政君） わかりました。それで——続けます。「公平かつ厳正に審査をし、社会福祉法人石井記念友愛社を移譲先法人と決定した」、これは、ほぼ文面どおりですので、間違いありませんね、町長。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 今、林議員のおっしゃるとおりでございます。

○議員（林 光政君） そこでお尋ねいたします。山本小学校地区とはどのように理解をすればよいのでしょうか。普通、地区で言うのであれば、山本地区とか、銀座地区とは言わないのでしょうか。町長、お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問ではございますが、現に今までいろいろ御説明させていただいておりますので、山本小学校の敷地内というふうに理解していただきたいと思っております。

○議員（林 光政君） ダブるかもしれませんが、先般、課長の説明の中に山本小学校敷地内への場所等も含めた説明があったと記憶しているのですが、僕の記憶が間違っていたらお詫びをし、訂正いたします。課長、どうですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） おっしゃるとおり、山本小学校敷地内ということで昨年度より動いていますし、その説明をさせてもらっております。

○議員（林 光政君） また、先月8月6日の全員協議会の説明資料によりますと、同じく発川健児第54号24年5月25日、町長名で出されております。本計画の基本的な考え方が、本町の行政改革、財政再建の推進と、少子化による児童数の減少、加えて現保育所の老朽化等を勘案、検討した結果、町内のいずれかの地に保育所を統合して設置する計画が策定されました。これは、私も理解はできますが、まだここでも町内のいずれかという文章がなされております。どういうふうに考えたらよいのでしょうかと質問する考えじゃったんですけど、町長がもうさっき山本小とおっしゃいましたので、ここは省かせていただきます。

私が最初に聞いた5月7日、8月6日のそれぞれの説明文章でした。野田原・記念館・山本3公営保育所統合民営化計画立地タイムスケジュール表にもあるんじゃないですかね。この表も「案」とありますが、この表に沿って進んでいるのであろうと私は思うのですが、町長か課長、どちらかお願いいたします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） このとおり進みますということは言えませんので、一応「案」ということを挙げさせていただいております。

それから、先ほど言われました野田原保育所の方々に対する回答書の中にも、町内のいずれかの保育所に統合して設置する計画ということにつきましては、これにつきましては、以前、野田原保育所の方々からの不安の一つとして、今のままでいいじゃないかという御意見がございますので、これは山本ということではないけども、どちらか統合ということは避けられないことですよという意味での、この表現のように書いてあるつもりでございます。

だから、そこで不明確な表現をしているというわけではなくて、統合というのは、これは

もう避けられないという表現で、初めに中に入れさせていただいた文章です。よろしくお願いいたします。

○議員（林 光政君） わかりました。

次に、保護者への不安についての中に、ずっと番号が打ってありますけども、1番、努力してまいりたいと、3番目に、重要課題の大きな一つですとか、5番目に、最善の努力を行うとか、6番目に、事故が多発しないようなさまざまな環境整備に努めるとか、8番目に、これらの重要な検討課題と、いろいろな言葉が使ってあります。

こういう言葉に対して、この言葉の先にあることなどの具体的に説明をなされたのか、質問などはなかったのか、お尋ねいたします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） お答えいたします。この文書につきましては、5月25日にお出しいたしまして、これに基づいて説明もさせていただきましたし、この野田原地区につきましては、これを受けまして保護者みずから、実際経営されております十文字保育園、それから山本小学校の立地予定地区の見学をされて、見学に来られていない方の説明も保護者会のほうでされたように聞いております。

その後、保護者会での説明を再度させていただきまして、特に質問等もございませんでしたし、内容につきましては、保護者会向けの説明ということで、この一見具体的じゃないような表現ですけども、野田原地区の保護者に対しては理解していただいているというふうに解釈しておりますし、8月にも、またこれを含めまして、最終的なお話をさせていただいたところ、特にサービスの充実については、要望として伺いましたけれども、この文書並びに説明に対する理解は十分得ているというふうに解釈しております。

以上です。

○議員（林 光政君） 御父兄の方たちは、一応この文面で理解をされたというふうに、私、解釈してもよろしいですね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 林議員の質問にお答えします。そのように解釈されても結構であると思います。それぐらい十分に、この野田原保育所の保護者との会議はとり行ってきております。

以上です。

○議員（林 光政君） 3番目に、新たに出た質問についての回答であります、1から5まであります。

特に5番目は、具体的な場所や面積は未定、具体的な図面や面積なども正式なものは現時点では決まっておりませんが、本年度中に確定する予定とか、決まっているのは山本小学校敷地内に建設するというように進んでいると書いてあります。はっきり、24年度中に確定するとか、しますとか、させますとか、山本小敷地内に決めておられるのであれば、はっきり言ってもよい時期ではないかと私は思うのですが、ちょっと、さっきこれ山本小地区と町長もおっしゃいましたので、ここは私の資料に書いておりましたので、読ませていただくだけ

に終わらせてください。

このような物事は、やっぱりそれから先の言葉を言わないと、やっぱり不安がつきまとうような方もいらっしゃると思いますので、わかりやすいような詳しい説明を、またお願いしておきます。保護者に対してです。この質問はこれで終わりますけども、5カ年間無償貸し付けの根拠は何かということも説明されましたが、ちょっと私がつくっておりますので、読ませてください。

無償貸し付けに期間の5カ年というのはどうして決めたのか。スタート時点、今まで行った川南町の民営化に対して、全て無償なのか。相手も利益を上げている有名な会社とは思いますが、なぜなのかと。記録に参考資料として上がっていますが、高鍋町の例では3年間の無償とあります。あとは、有償の貸し付けとありますが、川南町は金持ちの町ではないと思います。ましてや、さきの口蹄疫の問題等もあって、川南町の台所は大変苦しいのではないかと思います。こういうことをしておいては、何のための民営化ですか。国・県から下がってくるであろう今後の補助金等にも影響して削られる材料になるのではないかと、私はそう考えます。その点、町長の後見解を再度求めます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、民営化において移譲してサービスが変わらない、それをお願いするわけでございまして、またその安全に運営していただく、そして川南町におきましては、民営化については、先ほども申し上げましたとおり老人ホーム、十文字保育所、東保育所ともに5年間無償貸し付けの後の有償とさせていただく方針でございますので、それと同一にさせていただいております。

○議員（林 光政君） この問題については、内藤議員も同僚の議員もいろいろ心配をしていろいろな質問をしておられます。

民営化については僕なりに理解しているつもりですけれども、わからないのは私だけだと思いますが、私みたいな人間にもわかるような御説明を、今後はお願いをしておきたいと思えます。

2点目の質問に入ります。

通浜地区県道山側の崩壊現場についての、今後の進捗状況をお尋ねいたします。

さっきちょっと説明がありましたけども、7月の初めに僕が聞いたところでは、地権者の方々の話があり、秋ごろのにずれ込むのではないかなどなどの話を、振興局の方が話されました。これは、高鍋の土木事務所農林振興局で聞いた話です。林野庁との兼ね合いがあり、農林振興局が中心となっていく工事になるとの説明でしたが、その後の進捗状況は、町長、再度お尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、今月に国による復旧工事の査定を受けると、そして年内に工事を発注できるという見通しでございます。

○議員（林 光政君） また、話はちょっと違うんですけども、崩落後、現場近く、浜八の人たちとの現場についての意見の交換などはなされましたか。

○町長（日高 昭彦君） 具体的な住民の話と申しますのは、県の工事でございますので、直接的なことはやっておりませんが、川南町に対する住民としての話し合いというのは持たせてもらいました。

○議員（林 光政君） ちょっと聞き取りにくかった。あとのほうをもう一遍お願いします。

○町長（日高 昭彦君） 現場の状況についての説明は、川南町として住民の方々にさせていただいております。

○議員（林 光政君） いろいろ話をさせていただいて、最善の策を講じていただきたいとは思いますが、その浜の人たちの話としてちょっとお話ししますけども、上が、畑がプール状になりますよね、大雨で。その畑と今の山側は、林野庁が関係するということですので、別個に物事を考えてくださいということを言われました。僕も、なるほどそうだろうと思えます。重ねとったら、またまた工事が遅くなって、畑が壊れておるのであれば、そっちのほうも考えないかんとということをお話されましたけれども、今の時点では山崩れの崩壊現場を林野庁がやるちゅうことをお話されました。これは、私も副町長にはちょっと報告しておりますよね。そういうことで、私は余談ですけども、ちょっと話させてください。

私も最近まではあの下のほうで生活しておりました。それで、子供のころからあの崩壊現場は、山崩れなんかはなかったんです。山なんかは僕たちの遊び場の一つの場所だったんです。皆さん、御存じない方が多分にいらっしゃると思いますので、ちょっとお話ししますけども、坂の上のごみ集積所に通る道、広く車が通るようになってますけど、以前はああいう道じゃなかったんです。そして今、この間崩落した場所の南側のほうに電波塔が建っておりますが、あの金網にそってウサギ道みたいな道を地元の人がつくっておられました。その道が、私たちが小さいころは、トロントロンの町とか、役場、いろいろなことで……。

○議長（山下 壽君） 林君、質問趣旨書に従って簡潔にお願いします。

○議員（林 光政君） わかりました。そういうことで、メインの道路じゃったんですけども、プール状になった道が、さきの構造改善事業の一環として農地改革がなされたと思えます。いつごろなされたかは、調べていただいたらわかると思いますが、あの付近の崩落が始まったのはそれ以後と私は思っております。15年から20年の間に、大体20年ぐらいの間に3回か4回ぐらいの県道の通行止めがあっていると思えます。これも調べていただいたらわかりますが、以前はあの畑の南側の道は、馬車道だったんです。坂なんかなかったです。現場を見ていただいたらわかったと思いますが、自然の雨水が林の中、通常やぶみみたいなところに自然と流れていくようなつくりになっております。おまけに鱒がつくってありまして、そのますの中に穴があって、その穴が崩落現場のがけのほうに向いております。恐らく、私が思うに、あの崩落は人がつくった道筋に沿って水が流れるんじゃないかなと、私はひとり勝手にそんなふうに思っております。

浜の人たちの要望の一つを話しますと、畑家の主の方と話していただいて、その水がたま

らないように畑の縁に小さい側溝でもつくっていただいて、水の流れをつくっていただくような策をと望んでおられますので、そこへんをお話して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 休憩いたします。午後の会議は1時からといたします。

午後0時06分休憩

.....
午後1時01分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 通告書に基づいて質問をいたします。

末端行政運営では、区長不在についての考え方としてですが、平成17年より区長制度が取り入れられております。しかし、平成23年度には区長不在の区が起こり、現在でも不在のままであるようです。

区長設置の規則においては、行政事務の執行を効率的かつ円滑に行うため各地区に区長一人を置くとあり、区長の所掌事務として、町が主催する行事への参加、各種調査報告のとりまとめ、各種募金などへの協力依頼、行政連絡の区民への周知、その他町長が依頼した事務となっております。

しかし、平成23年度には、区の行事である敬老行事が行われていない状況下です。また、ことしは4年に1回の町民スポーツも行われようとしております。町は23年度、この区長不在の今までの1年半をどのような指導をしていったのか、その経過を報告してください。

それから、先進地での取り組みで、川南ではどのようなことが参考となるかという項目ですが、ことしの6月に区長会が、7月では担当職員と町長が熊本県氷川町へ視察に行っているようです。また、今月2日には、幹部職員30名で小林市の町づくり講演に行かれて、地域活性化による取り組みをしようとの思いが見えますが、氷川町などがどのような取り組みをなされ、川南町にこれらのことを踏まえどのように取り組みができるか、途中経過でしょうが、町長の思いを含み、ぜひお聞かせください。

また、末端行政再編も前町長時代から進まない状況下です。逆に、ますます振興班未加入世帯は増加する中で、区制度を持ってきても実際に区民としての働きかけも具体化していないようです。

平成17年に、区制度をひいて、未加入世帯は1,776世帯の27.8%から年々ふえ、現在の2,334世帯の34.9%となり、1年間で558世帯、7.1ポイント上がっております。しかし、個人と言われる方は、別に何の支障もないと感じられる方がほとんどです。先進地視察を通し、今の川南で取り組めることがあったのか。それか、全く違う方法で地域を結んでいくのか、どのようにお考えでしょうか。

以降の質問事項は、質問席にて行います。よろしく願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの徳弘議員の質問についてお答えいたします。

末端行政について、まず、区長不在について、午前中の答弁とも重なりますが、御承知のとおり12区の区長が不在のまま1年半を経過しようとしております。町といたしましても、十分協議を重ね、地元と話しながら進めているわけですが、まことに現状に至っているというのは非常に残念だと思っておりますし、これがいいと思っておはおりませんので、今回の、特に運動会、4年に一遍の町民体育祭がありますので、その近隣の11区、13区の区長の協力も得ながら話し合いのほうは進めさせていただいているところでございます。

先進地での取り組みということで、区長会と、私と総合政策課2人、合計3名で氷川町に行かせていただきました。数ある自治体の中で、氷川町が川南町として取り組む組織に最も近いのではないかと、今後可能性が高いんじゃないかという視点に基づいて取り組んできておりますが、ほかにも小林市、ほかの市町村も十分考慮に入れながらやっぺいこうと考えております。

大事なことは、今我々がどう地域をつくっていくのかということを示すべきだと思っておりますし、現在、午前中と重なりますけど、職員の中での検討委員会、そして今後、先日の区長会もございましたので、区長を入れての検討委員会を進めて、早目にそういう形をお示しし、住民の方々に根気よく説明していくべきだと思っております。

小林市のほうにも行かせていただきましたけど、やはり共通することは、小林市でも熊本県でも言われましたけど、まずそういうことは時間がかかるもんだよと。本気で考えてくださいと。やっぺい職員は当然ですけど、住民の皆さま、そして議員の皆様と一緒に問題を共有して取り組みたいと考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、最初から一つずつお願いします。

まず、現在の川南町は、全区において区長と分館長も併任されていることから、この区も分館長も不在となり、併せて設置規定の川南町公民館分館の健全なる発展を期するとともに、地域の社会福祉の増進に寄与することも、この地域においてはできていないとなります。

また、分館に当然交付される分館交付金、分館活動保険助成金、ふれあいスポーツ大会交付金など、併せて45万円ほどが決算では不用額に計上されております。区長手当も36万円が不用となっております。この分館交付金は、その区の全ての世帯数に応じて交付されておりますので、これはこの交付金との捉え方ともなるかと思えます。

では、まずこの区における行政連絡はスムーズに行われていたのでしょうか。お聞きいたします。

○町長（日高 昭彦君） まず、御指摘の住民が町民としてそういうサービスを受けながら、健全なる生活ができるかどうかという視点で申しますと、区長が不在であるのは事実でございますが、振興班として十分機能しておりますし、もともと地区としてのまとまりは高い地区だと思っております。だから言い訳する気もございませんが、地域の機能としての最低限

の働きはあると思っております。

それから、分掌連絡等細かいことにつきましては、総合政策課長に補足説明させます。

○総合政策課長（永友 尚登君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えいたします。

分掌連絡と言いますか、町では振興班長を通じまして行政の各行事等、いろんな分掌連絡についてはお願いしてあるところで、その点に関しましては、現在のところ支障ないというふうに考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 回覧板のほうはきちんと回っているということであります。

それでは、振興班活動が活発に行われているとありますが、この活動をされていた場合、地域活動時に事故などがあった場合のその補償というものがどのようになっているのでしょうか。例えば、分館活動保険助成金として1戸当たり150円という助成がなされて、分館として保険に加入されているのかと思うんですが、この区に対しては区に交付がされておられませんので、例えば振興班活動をした場合に、何かあった場合の補償というものはどういうふうにされているのでしょうか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの徳弘議員の質問にお答えいたします。

先ほど振興班という、保険というのが出ましたけれども、先ほど分館補助の中で分館が掛ける保険に対しましては、150円の助成をいたしております。ところが、先ほどからありますように、12地区というのは、区の分館に加入しておりませんので、分館としての保険加入をなされてませんし、その加入された場合に出す分館の保険150円というのも交付されておられません。

それで、振興班で実際に保険を掛けておられるかというのは、こちらのほうでは把握しておりません。分館の活動としての保険は加入していないということであります。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、振興班活動時、例えば草刈り作業とかあるかと思うんですが、その場合、事故があった場合はどのように町としての責任を取られるのでしょうか。

○総合政策課長（永友 尚登君） いろんな振興班での活動については、いろんな活動があるかと思えます。祭りのような行事から、そういった草刈り作業とかいろんなことを活動されているとは思いますが、町におきましてはそこまでの保障といいますか、そういった保険とかは掛けておりませんし、そこまでは見ておりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ということは、分館活動保険助成金というのは、あくまで分館活動に参加した場合に事故が起きた場合に出るという保険でいいのでしょうか。確認ですけども。分館の活動のみだけの保険ということでもいいのでしょうか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの徳弘議員の質問にお答えします。

おっしゃるように、分館活動を行った場合だけの保険に加入しているということでありま

す。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、振興班活動時の事故に対しては、振興班が個々に考えるということで、現在、振興班活動に対して町民は全く保証がないということの確認でよろしいでしょうか。

○総合政策課長（永友 尚登君） いろんな活動については、総合賠償保険があります。それと、草刈り等については、ボランティア保険のほう、そういったことで町民全員にそういったことで適用させていただいております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） では、今言ったような総合賠償保険、ボランティア保険のほうで住民の安全は守られているという確認でよろしいですね。わかりました。

それでは、この12区ですが、これは山手のほうに位置することから、災害が起こった場合の住民の安全などは、どのような確認をやっていこうというのがあるのでしょうか。やはり振興班に入っているから、振興班としての確認というか、安全を確認、災害があった場合の取り方というのは、どういうふうにやっていけるということですか。振興班に入っているから振興班のまとめで、万が一のことがあったときには、そこが安否確認ができるということでもよろしいでしょうか。

もう一回、済いません。この12区は山手に位置することから、万が一災害、今いろいろ災害のことを問われていますが、災害になった場合、例えばどのような安否確認をやっていこうとするのか。ということは、あくまで振興班の結びの中でよかったですでしょうか。実際、災害に、どういうふうにやっていこうというのが、まだ今のところ地区も構築できていないでしょうが、万が一、例えば誰か行方不明になったとか、そういった場合は、その地域の中ではどういうふうに図られていくのか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますけど、これからのまちづくりの基本となす一つとして、防災上の問題は重要なことだと捉えておりますし、現在におきまして民生委員の方、また健康福祉課のほうで対応しておりますそういう支援台帳等を含めまして、今後とも防災、これは大事な視点として捉えております。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、この住民サイドの声というか、要望というのはどのように取りまとめられているのでしょうか。分館に入っておりましたら、分館の定例会の中で何か問題がありませんかということで区長が取り上げられて、区長会という毎月7日に行われる会議で意見が吸い上げられているようですが、この区に関しては、例えば住民サイドの要望とかがあった場合は、どのような形で町のほうに上げていくのでしょうか。

○総合政策課長（永友 尚登君） 区長会のほうでというお話ですが、おっしゃる意味といたしまして、御意見のほうは十分理解できます。ただ、現在、まさに御案内のとおり12区の区長さんは不在であります。システムというか、組織上ございませんので、そういった場合で

あれば、現在のところ各振興班長さんとか、住民の方を通じていろんな形での御意見とかそういった要望等をいただくというようなことでしか対応できておりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、今12区の方とお話をしてやっているという状態ですが、例えば、今9月で半年過ぎております。途中で区長さんが決定するような場合は、この区に下す金額というのは、予算措置はどのように考えていらっしゃいますか。あくまで月割で行くような形になるのでしょうか。区の交付金、このあたりは。

○総合政策課長（永友 尚登君） 区のことに関しては、区長報酬等については、当初予算で予算化しておりますので、当然年度途中であっても、それは予算的には対応するようにいたしております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、先ほど同僚議員からの質問にもありましたが、この区においては敬老行事が行われていない現状をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。また、ことしも行われぬ予定ですが、このあたりは、町長はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。敬老行事が行われぬことについて。

○町長（日高 昭彦君） 敬老行事に関しましては、午前中とも重なるとは思いますが、いかに高齢者の方が豊かに暮らすか、そういう喜びを持って生活ができるかという視点でございますので、当然町としてその行事がないというのは、正しいことではあるとは思っておりません。それぞれの地区で、振興班を通してそういう形ができていると思っておりますし、町としての判断は、ぜひともまたやっていただきたいと要望をしている状況でございます。

○議員（徳弘 美津子君） それでしたら、かわりに社協であり、その地区の方たちの中で役場が率先して一緒に敬老行事だけでもやっていくべきではないのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 考えとしては非常に徳弘議員が言われるとおりでと思っております。できることは、やっぱりこちらも歩み寄るべきだとは考えております。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、区長だけでも擁立はできなかったのでしょうか。

また、ほかの区との合併などの話は上がらなかったのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 当然、その選択肢の中には入ってございましたし、いろんな可能性を模索しておりますが、現状としては不在のままということでございます。

○議員（徳弘 美津子君） 合併は。

○町長（日高 昭彦君） ですから、合併も区の住民には伝えております。一つの選択肢として伝えておりますが、合併はしないという意思で、出そうという人はいるんですが今は出せないと、きょう現在は不在であるという返答です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、今の話を聞くと、出せるような人はいるということの捉え方で、なかなかその周りの理解というものがあるのかなという気がします。これは特に答えは求めませんが、ぜひやはり頑張って、町長みずからも、もしよろしければ、足を

運んでいるかと思うんですが、もっと足を運んで理解していただいて欲しいなと思っています。

もし、このまま行政連絡が、今言えば回覧板も回っているということで、スムーズに行われることで、逆に区制度が必要ないという懸念はございませんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 一番問題とされますのが、今言われたとおり、では区がなくても、区長がいなくてもいいんじゃないかと、そういう理論になるのが一番まずいことだと感じておりますし、やっぱり両面性があります。誰がいなくても生活ができる体制はとるべきであります。地域のとしての意義を残すことにおける区長の存在は、これからも十分伝えてまいりたいと思いますし、それを踏まえた地域というのを模索してまいりたいと思います。

○議員（徳弘 美津子君） なかなか大変なことだと思うんですが、このまま区として機能しないことがあれば、今後このように追随する区ができたりすることが起こらないように、担当課を挙げて頑張っていたらいいと思いますし、区長だけでも擁立していただいて、住民の方に平等にサービスが受けられるようにしていただきたいと思います。

もともとこの区制度でも、人と人で結ばれた振興班組織を行政への連絡網としてやってきたことで、このよう強制力を持たないようになった結果ではないかと思えます。区長さんも、なかなか人が決まっていなくて、区長さんも「やろう感」ではなくて、「やらされ感」がもしあったとするならば、なかなか役場のほうでも強く言えないものかと思うんですが、やはり私たち議員を含めて、これは区制度をいろんな個人という問題を全町挙げてやっぱり取り組むためには、やはり区長さんにも汗をかいてもらうことが出てくるかと思うし、議会の中でもみんなやっていくことができると思いますので、このように空白の、区長がない、区がない空白地帯をつくらないでいただきたいと思っています。

それでは、先進地での取り組みということの関連になりますが、区長と分館長が川南では併任しておりますが、もともと平成17年度に区長制度をしいたときには、きっと区長というものは別のものだったと思うんです。ところが、もう既にそのあたりから区長と分館長が併任しておりますが、その背景はどのようなことからそうなってしまったのか。また、そのときに、分館長としての役割と、区長としての役割の区別が認識されていたのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） できた当初、17年度当初につきましては、当然明確に分けていたはずだと感じておりますが、現在に至って、同じ方がやっておられるということは、我々の説明が足りなかったのは十分認識しております。

今後におきましては、例えば氷川町の例でございますが、区長を頂点に、その下に、川南でいえば振興班であるとか、消防団であるとか、子ども会、分館長も含め区長を頂点とした組織をもう一度作り直すべきだと、今その検討を行っております。

○議員（徳弘 美津子君） なかなかそれに携わる人を見つけることが大変だと思うんですが、区長手当を出した時点で、やはり分館長とは違うという住み分けが、きちんとやっぱり認識の中で区長さんがあるかと思うんです。現在もあると思うんですが、やはりこれからの

区長さんに対して町長が求めるものは何であるでしょうか。また、振興班に求めるものは何でしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まず、明確な位置づけが必要だと思いますが、区長というのは行政の中の特別職でございますし、分館長、また振興班長というのは、自主的な自治公民活動の中の位置づけでございます。現状が同じであるからといって、同じでいいとは思っておりませんので、そこら辺は明確に我々が説明する責任があると考えております。

○議員（徳弘 美津子君） なかなかこの末端行政に対しては、先ほど言いましたように難しいことですが、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

では、次に福祉バスについてです。

まず、長寿会で取り組んでいた温泉バス利用の今後の取り組みについて質問いたします。

平成24年6月をもって川南温泉が廃止になりました。福祉バスは温泉バスと見られていた町民の方も多かったようです。これは、長寿会により予約をされ、地域の高齢者の方が利用されており、19の長寿会が6班に分かれ、1日2班で時間差で運行、温泉廃止まで、各長寿会は月1回から2回利用でき、そのため、温泉バスとしての稼働は月3日か月6日間とされておりまして。

利用者では、平成23年度は1年間で54日、計740名で、平均13名になります。この福祉バスの利用は、交通弱者が温泉に行くための大事なツールであったと思われま。

また、福祉バスの平成23年度の利用状況では、温泉利用を含み170日の利用です。土日は基本的に運行しないことから、月20日稼働して、稼働率は70%程度になっております。温泉利用以外のその他の福祉バスの利用状況は、高齢者学級やその他の福祉にかかわる団体の使用で23年度は116日間となっております。温泉廃止について議会で賛否があり、各議員、厳しい判断をしていったわけで、意見として温泉廃止後の健康維持の観点から、隣町の温泉活用を推進してほしいとありました。

広報川南の8月7日発行でも、温泉バスの運行と題して、温泉廃止の代替措置としての近隣温泉への温泉バスを運行と書いてあります。まだ廃止から2カ月ですが、福祉バスの温泉利用の状況をお知らせください。

それから、広報紙では引き続き長寿会会員が対象となっておりますが、長寿会の加入率も下がってきている現状では、今後も現在のやり方でやっていくのか、こちらをお聞かせください。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの徳弘議員の御質問の中に、利用状況ということございましたので、御説明申し上げます。

8月から木城温泉のほうへ運行しておりまして、8月実績といたしましては、3日間運行いたしまして、長寿会としては五つの長寿会で25名ほど利用されておられます。9月につきましては、まだ運行しておりませんが、2日の日程で7長寿会が約40名程度利用を申し込まれておるといふことでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） あくまで長寿会の会員が対象となっておりますが、このやり方について今後はどのように考えているのでしょうか。結局、月に3日しか利用ができていないという状況ですが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの徳弘議員の御質問でございます。これにつきましては、政策的な考え方でもありますので、結論づけはできませんけども、現在までのところの考え方といたしましては、長寿会への加入、これも促進をしておりますので、長寿会に入っただいて、この温泉バスを利用していただくというのが、基本的な考え方であるというふうに理解しております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） このように、ある程度この福祉バスを固定した日にち、例えば第1月曜日とかそういう感じで固定した日にちと、町内のポイントを決めて、長寿会のみならず町民が利用できるように周遊する温泉バスの運行は考えられないでしょうか。町長のほうでどのような考えでいらっしゃるか、町長のお考えをお聞きします。

○町長（日高 昭彦君） 現状といたしまして、バスが空いているときにそういう予定を組むという状況でございます。今後につきましては、まだ検討中でございますので、今言われるように、空いているものはやはり有効に活用する、それがなおかつ長寿会、そういう高齢者のための健康福祉につながるという視点において、また検討したいと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） この福祉バスの所有権は社会福祉協議会にあるようですが、その理由と福祉バスの利用者の範囲をお教えてください。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） まず、徳弘議員のお答えでございますけども、社会福祉協議会の所有とすることでございますけども、元来、直営での運行というのは、ちょっと難しいということだというふうに解釈しております。そういうことで、社会福祉協議会に運行主体をお願いしているということでございます。

利用につきましては、これはどこまでということはございませんけども、これは福祉活動に参加するということの目的としてのみ、一応運行を許可しているということでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） これは確認ですが、利用申し込みや燃料や人件費、車検などの車両維持費は、町の健康福祉課が行っているようですが、間違いございませんでしょうか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） そのとおりでございます。

○議員（徳弘 美津子君） この運行規約も、福祉バスの能率かつ経済的な運行を行うとあります。また、川南町有自動車管理規定にのっとっておりますが、町が所有していない車両の維持管理費用を町が捻出していることには、法律上は問題ございませんでしょうか。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時37分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ちょっと、申しわけございません。説明が不足でございます。

社会福祉協議会の持ち物について、町が運行をしているということでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） だから、人件費だとか維持管理費、車検代とか、そのあたりを健康福祉課が出してやるのではないのでしょうか。それが、法律に大丈夫ですかということですけど。出しておりませんか、車検費用とか、そういう維持管理費、燃料費。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） これは、契約事項でうたっていれば問題ないというふうに思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） わかりました。問題がないということで、後、私のほうもちょっと調べてみたいと思います。

もともと、社会福祉協議会が所有することでありますので、もっと柔軟に利用しやすくするやり方というのがあるのではないのでしょうか。先ほど米山議員のほうからも言われましたふれあい事業とか、そういうものに使えるように柔軟な態度で町が持つわけではない、社会福祉協議会が持つということで柔軟な利用がしやすいようにして、今後高齢化が進む中で、外に出かけることを進める上で、交通の手段である福祉バスを有効に活用するために、温泉バスを基本にグランドゴルフや高齢者が参加する団体にも広く利用され、土曜日曜にも運行していくことへの考えなどはございませんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） バスの運用についてでございますが、これは国の運輸局の運行規定というのがございますので、例えば民間でありますと自由にできるんですが、同業者の営業妨害、そういうことも加味された上での規定でございますので、考慮に入れて検討したいと思っております。わかりました。

○議員（徳弘 美津子君） なかなか、社協も行政と全く同じ考えなんだってということですね。私にすれば社会福祉協議会が持っていることで、もう少し柔軟に高齢者とかにできるのかなというのがあるんですが、やっぱりこういう法律とかいうものの中で、社協の中が入るんですかね。だから柔軟にできないということですか。

○副町長（山村 晴雄君） 今の徳弘議員のマイクロバスについてなんですけども、福祉バスはなぜ社協に所有なってるかということは、これは社会福祉協議会に多額の寄附をしていただきました。それは福祉のために使ってくださいということで社協に寄附をされて、それじゃあ何がいいのかということで、それでは一番、皆が利用しやすいような福祉バスという

購入品です、買ったと。そういう経緯がございまして、運用については町のほうで運用はやっていくといういきさつがございしますので、その辺は御理解を賜りたいと思います。

それから、午前中も御意見が、御質問が出てたようですけども、このバスは通常の車ではありませんで、マイクロバスは陸運局のちゃんとした目的と、それを定めてない限りは運行許可をいただけません、要するにバスの。そのために先ほど出ておりますように、これは何のための利用目的がはっきり限定されております。それは、例えば会社でも、従業員の送迎用とか、それ以外に使ったらいかんよと、そういう限定をされています。ですから、何であいちょっとに町のマイクロは貸さんのかということがありますけども、これは福祉バス、それから町のバスも、町の事業のために使うということで許可をもらっておりますので、ほかから言われても、町は融通がきかん、貸さんとかいうことございしますが、基本的にはその辺の制約がございしますので、そこら辺をちょっと御理解をいただきたいと思います。

○議員（徳弘 美津子君） わかりました。では、町の事業のために使っているということでもいいですね、今まで全部。すべての団体がいろいろ使われてる分に関しては、町の事業のために使われているという確認で。はい、わかりました。では、今後いろいろあるかと思うんですけども、こういうことで。

次にいきます。施設の維持管理としてですが、ふえ続ける施設の、今後の管理業務ということについてです。

今年度完成を目指す屋根つき多目的運動場や昨年来工事の進む高森近隣公園、平成23年に購入した大久保農協跡地と一緒に附帯した東地区体育館など、施設は減ることなくふえ続けております。合わせて管理費も増加します。平成23年度現在の各施設の清掃管理業務は、運動公園は2名での委託管理として512万円。文化ホール清掃、生涯学習センター、伊倉浜草刈管理、町営住宅環境整備、農村センター・公民館。武道館などは、シルバー人材センター754万円です。ただし、農村センター・公民館、武道館は24年度からは別のところに委託しております。

文化ホールの花壇管理、学校の樹木選定や13カ所中の10カ所の農村公園や都市公園、通浜海浜公園の樹木、その他の管理などは地元の造園業者で248万円。文化ホール内の衛生管理業務はビルサービス110万円、東地区運動公園については、東児湯サッカー協会96万円。

地元の方たちで管理しているものについては、農村公園3カ所、宗麟原供養塔、川南古墳群、通浜海浜公園の清掃、川南湿原整備で合計約150万円となっており、ざっくりみても50カ所以上になっており、決算額も2,000万円を超す金額でいます。これは町道維持管理業務委託料の995万や道路維持費の業務補助の賃金690万円等は含んでおりません。

近年では、農村公園など、本来地域の皆様がやっていく管理も13カ所中の3カ所になっております。

これらの4つの課にしてさまざまな管理をしておりますが、現在のやり方としては、高齢者施策を担うシルバー人材センターの支援としてあること。現在のシルバーに委託する作業

は、状況に応じた柔軟な依頼ができることで、最小の経費で抑えると思われませんが、一方で民間圧迫との声も上がっております。

それから、町内業者の育成。作業内容により専門業者により適切な管理をやっています。

それから、雇用対策として運動公園など2名の雇用が図られております。

それから、地域の活性化。地域のスポーツ団体や見守りの方でやっていくこと。そのためには永続的にやっていく方法をとっていきことも必要かと思えます。しかし、農村公園などが当初の目的から高齢化や少子化によること理由に、管理ができなくなる可能性も出てきております。

それでは、質問です。

第5次川南町行政改革にある施設管理の効率化とありますが、これからこれらの施設をどのようにやっていくお考えなのか、今後の方針を伺いたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） これからの町の運営の中で、かなり大きな部分を占めております管理運営、今後、そういう資産をどう管理していくのか、運用していくのかというのが重要な課題でございますし、こういう施設に関しましては、望ましい形の一つはやはり指定管理者制度の導入が考えられると思えます。

○議員（徳弘 美津子君） やはり、今やはり指定管理者制度の導入ということをおっしゃっていただきましたが、これらの管理をすることにより、今までいった課は4課にまたがっておるんですが、これが一本化することで職員の事務量がほかに回せるかと思えます。しかし、指定管理者制度に関しては、大きな市のようにたくさんの事業所があれば競争させていく方法もあるんでしょうが、川南の場合ですと、指定管理者で1社に絞ってしまう怖さもあるかと思えます。これらを総合的に共同体としてやっていく方法とかは模索されていないでしょうか。

指定管理者ってなった場合は、1カ所どこかが引き受けるということで、1カ所の事業所になるかと思うんです。これを、例えば先ほどのすべてのシルバーを踏まえた町内業者だとか、いろんな施設管理のところを共同体でやっていく方向を、町としてやっていく方法がないでしょうかということなんです。これを一、二年かけて、今後のやり方として、新しい形として共同体で町の施設を管理運用をしていくという、指定管理者とはまたひとつ違うかと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今、おっしゃられた、理論的にはなかなかすばらしい考えだと思っております。現状といたしましては、まだその構想もできておりませんし、まだその検討をしておりません。今後、考えられる1つの選択肢だとは考えております。

○議員（徳弘 美津子君） 以上で質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、濱本義則君に発言を許します。

○議員（濱本 義則君） 第5次川南町行政改革について、御質問をいたします。

平成22年度に第4次行政改革が終了いたしました。引き続き、先般、第5次川南町行政改

革大綱が提示されております。第5次の行政改革を計画するに当たりまして、P D C Aサイクルの活用はすべきであり、もちろんされたと思っております。

第1の質問でございます。第4次行政改革・集中改革プランの目標に対する達成度はいかほどだったと結論づけられましたか。できれば3段階ぐらいに分けて、主な項目で結構ですから、これとこれの項目はよくできてAランク、これは普通でBランクと、これはうまくいかなかったなということでCランクというふうにお答えいただければ大変ありがたいと思っております。また、5年間で実施された行政改革を総括して、全体的にどう評価されますか。

次に、第5次行政改革の策定に当たっては、第4次行政改革の反省の上に立って立案されたと思っておりますが、その際、第4次行政改革の検証をどのように生かされたか、質問をいたします。

第4次行政改革と第5次行政改革の中身を見ますと、第4次にあって第5次にはない事柄、逆の場合、両方ともに上げている事項があります。第3の質問でございますが、第5次行政改革を策定の際の取捨選択は何を基準にされたか、質問をいたします。

第4次行政改革アクションプランの取り組み及び結果を見ますと、財政的な面に凝縮された気がいたします。それに比べまして、第5次行政改革ではどちらかということ、組織、機能に重点が置かれていると見受けられます。第4番目の質問です。第5次行政改革の目指すものは、一言で言うと何ですか。

最後に、教育長にお尋ねいたします。この件に関しましては、竹本議員からも御質問がございましたので、重複する場合は結構でございます。小学校の統廃合の検討の準備に入っていますが、統廃合の必然性、必要性は何だと思われませんか。また、目標はどこに置かれますか。また、統廃合する場合の促進要因、阻害要因は何が考えられると思いませんか。

小学校の統廃合を考える場合、小中一貫教育を視野に入れて検討すべきと思いますが、小中一貫教育についてどのような認識を持っていらっしゃいますか。

以上、5点質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの濱本議員の質問でございますが、まず私のほうに4つほどの質問をいただきまして、教育長のほうに1つというふうに理解をしております。

まず1番目の質問でございますが、前回の第4次行政改革、達成度はどのくらいであったかということでございますが、総括して申しますと、議員が言われたA B Cランクに例えますと、Aランクの中から下だと思っております。内部ではございますが、内部で当然検証する場合に点数をつけさせていただいております。その間におきましては、ほぼ満足できる70点程度という平均を出させていただいております。では、その内容について達成度の高かったものにつきましては、保育所の民営化でございますとか定数削減のことでございます。達成度の低かった部分は、人事評価のことはまだ達成度が低く、これからも継続ということで考えております。

2番目の質問でございますが、その検証をどのように生かすかということでございますが、

当然、第4次で達成できたもの、まだ未達成のもの、そういうものを加味しまして達成できていないものを今後取り組む。そして第5次におきましては、それにプラス、職員提案で出てきた案件を含めて、項目的には10項目ほど取り組んでいきたいと思っております。

3つ目の質問ですが、第5次行政改革策定する際の取捨選択は何を基準にされたかという問いでございますが、基準は財源を有効に活用できるかどうかという基準で取り組ませていただいております。

最後に、第4次行政アクションプラン、一言で言うと、ということでしたが、目指すところは一言で言うならば、経費を削減するしないにかかわらず、住民サービス及び行政改革を向上させる、そういうことが目標でございます。目指すところでございます。

以上です。

○教育長（木村 誠君） まず、統廃合の必要性と目標はということでございますけれども、学校は一定規模を持つことによりまして、子供たちが相互に刺激し合い、切磋琢磨することで活性化いたします。こうした中で、規範意識や良好な人間関係を築くための力が身につくものと考えております。したがって、各学年複数の学級があり、クラスがえが可能で、豊かな人間関係の構築や、多様な集団の形成が図られやすい規模の学校を確保していくことが必要と考えます。しかし、学校の統廃合に当たりましては、集団の中で教育を行うことの効果や、通学距離、通学時間の児童生徒に与える影響、それから児童生徒の安全、地域住民の理解等を総合的に勘案する必要があります。現時点におきましては、明確な行動目標、計画時期等は委員会内部でも協議はしておりませんが、学校は義務教育としての施設だけではなく、地域の防災拠点など複合的な役割と地域コミュニティとしての役割もありますので、慎重に進めるべきと考えております。

それから、小中一貫教育のほうについての考え方ということでございますけれども、小中一貫教育は制度化されたものではございません。ですから、今現在、県内に9校ございますけれども、要するに一体型、一体型も併置と併設とありますが、併設は今のところ大王谷学園です。長い廊下でつながってありますけれども、ほかのは併置一体型ということで、例えば北校舎、中校舎、南校舎とありましたら、北校舎に1年生か4年生、中校舎に5、6、7年生。それから南校舎に8年、9年という形で入っている学校もあるようですけれども、中高一貫教育と違いまして制度化されておりませんので、結局統合学園というような形で呼んでいますけれども、統合小学校と統合中学校なんです、学校名として呼ぶときは。そういう形で出てきております。要するに一体型、併置型と併設型、それから今、日向市でもその他の学校、それから小林市で取り組んでおりますけれども、連携型の一貫教育ということで中学校区で取り組まれている学校が多々あります。

川南町でも、ニューエフ研究会、要するにニューフロンティア教育研究会というのを各学校で取り組んでいただいておりますが、去年も国光原中学校区でそういう形で連携ということで、中学校区で取り組んでもらいましたけれども、今年度からは唐瀬原中学校区も、要す

るにその中学校区で、全体ももちろんありますけれども、中学校区で一貫教育として取り組めるものは何か、あるいはどういう連携を深めていくかということで取り組み始めたところでもあります。先ほども申し上げましたけれども、離れておりますので一貫となりますと、今のところはもう連携型統一でしか取り組めないと思ってるんですけれども、将来的にもすごく急激に少子化が進んできた場合には、一体型という形での検討もせざるを得ない時期があるかもしれません。今のところは、山本小学校が来年度一応5名の入学予定なんですけれども、1名が特別支援学校に行くという希望を持っております。ということは4名です。その次が7名なんです。ということは11名です。ですから、要するに4名が2年生に上がる、1年生が7名となりますけれども、この場合、複式は16名以下が複式になるんですけれども、合計して。ですけれども、1年生が含んだ上8名以下になりますから、7名と4名ですので11名になります。ですから次ですね。2年、3年になったときは複式になるんです。ですから4年間は、ですから2年3年、3年4年、4年5年、5年6年ですね。ここは複式が続きますので、しかしその後はまた9名、10名というふうに山本小学校もまたふえてきます。その後がちょっと、28年度までしかつかんでおりませんでわかりませんが、そこで急激にまたその後1桁が、三、四人というのが続き始めてオール複式という形になってきたときには、そこを見通して、そういう事実がわかりましたときにはもう検討せざるを得ない状況が出てくると思っております。

以上でございます。

○議員（濱本 義則君） 行政改革につきましての御質問の前に、先ほど竹本議員のほうからの質問の中で、長期総合計画に関しての質問があったときに、地方自治法でこれは義務づけられなくなったというふうなあれがあったんですけども、恐らく、最近ちょっと聞きました話で、長期総合計画は自治基本条例に移行すべきという考え方もあるようでございます。この長期総合計画というのは、いわばそれを外すことが規制緩和という形もとれると思っておりますけれども、この規制緩和というのがこれがくせ者でございまして、自己責任というのが必ずついてまいります。その何ていうんですか、それをクリアする手段として自治基本条例という文言が出てきたんじゃないかなというふうに、私この間思ったんですけど、たまたま先ほど竹本議員が質問なさいましたので、ちょっと触れさせていただきましたけれども、そのことに関して町長何か認識がございましたら。

○総務課長（諸橋 司君） 濱本議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されました。これで地方自治法第2条第4項の規定が削除になっております。基本構想の法的な策定義務がなくなったということで、改正をする法律が公布されております。

以上です。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時11分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（濱本 義則君） ただいま町長から第4次行政改革の評価につきまして、御回答をいただきました。70点から75点ということで、点数としては、それが実際であれば僕はベストの点数だと思っております。というのは目標を上げまして、それに100点というのは、これは眉唾というふうに思いますし、目標設定のやり方が悪かったというふうな理解を私はいたしております。

町長も申されてましたように、この第4次行政改革につきまして、民営化とか定員の削減ということが非常に大きくクローズアップされたというような御回答でございました。実際数字を見てみましても、一番顕著に表れているのが定員管理の適正化によるものだと見受けられます。平成17年度末と平成22年度末を比較しますと、民営化の分も合わせまして、人件費の削減が約2億円になっているんじゃないかなと思っておりますけれども、数字的には間違いございませんか。

それともう一つ。そのほか財政的な側面から、非常に貢献した項目というのがございましたらお答えいただきたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、数字的に削減が2億円ほどであったというのは間違いございません。

補足を総務課長にさせます。

○総務課長（諸橋 司君） 濱本議員の御質問にお答えをいたします。

定員管理の削減効果なんですけど、具体的に申しますと、平成17年度と平成22年度の数値が出ております。一般会計で比較をしてみますと、職員数で30人の減、それから金額にして1億9,555万円という金額が出ております。ただ、職員の定数につきましては、30人減になったわけなんですけど、その影響としまして臨時、パートの職員の採用が増加したことも事実であります。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 後で質問しようかなと思っていたのを先に言われてしまいましたので、ちょっと厳しい立場に追い込まれたわけなんですけども、第5次行革では、第5次ですよ。この定員管理っていうのが削減をされております。まず、川南町の組織として、数、いわゆる職員の数、それから仕事量を勘案して現在の定員で妥当だと判断されて改革にはこれは上がらなかったのですか。

○総務課長（諸橋 司君） 第5次の行政改革大綱の中の行動計画の中に定員管理の項目がないってことでありますけど、他の類似団体に比べて川南町におきましては、適正な職員数であるんじゃないかと思っておりますけど、今後も組織機構の見直し等考えていく中

で、必要があればまた定員管理についても検討していきたいと思います。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 何ていうんですか。定員減少によるコストアップ、これも先ほどちょっと総務課長が言及されました、いわゆる臨時とかパートの問題とか。

それからもう一つ問題が、人数が減ったことにより、いわゆる事業の遂行の遅れ、あるいはそれができなくなったために外注に委託ともし出す場合があるとすれば、その仕事の質は落ちる。もちろん委託費はふえる。委託っていうかその事業のコストはふえるというような考え方もできるんじゃないかと思うわけです。そういうところまで加味して、この財政の効果というものを計算されるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘のとおりでございまして、人を減らして仕事の質を落とすということではあってはならないと思っておりますし、そこら辺に關しまして、職員を減らしてほかの分で上がったらどうするのかと。それも総合的に加味して検討して、総合的に判断して取り組むべきだと考えております。結論を言いますと、人が減っても当然仕事の質は落としてはいけない、事業も遅らせてはいけない、それは基本にあると考えております。

○議員（濱本 義則君） 次に、先ほど総務課長の触れました機構改革についてお伺いいたします。

平成21年ですか、ちょっとわずかながら機構改革らしきものが行われましたけれども、その機構改革、日高町長はちょっといらっしやらなかったときかと思っておりますけども、もしお聞きになっておればその機構改革についての、21年の機構改革です。お考えというか、意見をちょっとお聞かせ願えたら。もし何も聞いてなかったら結構ですし、もしあれでしたら、総務課長のほうで効果とかそういったものをお伺いいただければありがたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 質問も配慮いただきまして、ありがとうございます。

21年度にやった機構改革の目玉としては、私が聞いている範囲では、農業部門をワンフロア化した。つまり農林水産課、農村整備課、農業委員会を同じ階の横並びにして効率化を図ったと伺っております。

○議員（濱本 義則君） 機構改革というときの中で、いろんな提案されたわけでございますけども、私はあれは機構改革じゃなかったのかなという実感を持っております。今後、地方分権、地域主権というのが恐らく進んでいくと思われまます。地域主権になりますとかなりハードな面もありますので、本日は地方分権がもし進んだときのことについてお伺いをいたします。

もし、地方分権が進むとすれば、地方自治体の仕事は質が高度化し、量が増加することが考えられます。質を落とさずに量をこなすことが求められるのではないかと考えております。それではそれをクリアするのが、いわゆるこの機構改革でならなければいけないというふうに思います。今この自治というものは、国、県の縦割り、全く縦割りでございます。この地

方自治体においてもほとんど縦割りでございます。恐らく国、県からの権限移譲云々が地方分権によりおりてきた場合に、何が問題なるかということ考えた場合には、縦割りの中に起こる、何ていうんですか、隙間っていうんですか、はさまっていうんですか、それをどうクリアするかということが一番大事になってくるんじゃないかと私は思っております。そういう意味での機構改革であっていただきたいというふうに思うわけでございますけども、その機構改革の今考えていらっしゃる、何ていうんですか、視点っていうんですか、そういうものがおありでしたら、こういう形で機構改革でやりたい、これをこういう目的で機構改革をやりたいという考え方ございましたら、お聞かせ願いたいと。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、機構改革の具体的なプランは、まだこの時点では用意できておりませんが、当然すべきことでございます。全体的に質問とも重なりますけど、仕事の量がふえることは想像できますが、当然質は落とさずに量をこなす。ではどうするのか。それには、まず一番早いのは職員一人一人の質を上げることだと思っておりますし、個人でできる範囲をチームとしてやっていくということだと思っております。国、県の縦割りということも申されましたけど、建前上は公務員としての横の並びでございますし、そこは我々も大変な問題は抱えておりますが、やはり地方として住民に接する、言葉で言えば最先端の行政マンとしてやるべきことを今後とも探していくべきだと考えております。

○議員（濱本 義則君） 今まさにおっしゃったことですが、組織としては柔軟性のある組織にしなければならないし、人財の共有できる組織であってほしいと思っております。それから一番大事なのは、今町長もおっしゃいましたけども、2人で3人分の仕事ができると、3人で4人分の仕事ができると。そういう組織をつくるべきだというふうに私は思うわけですが。その中におきまして、じゃあどうしたらそういう組織ができるのかといった場合、非常にフレキシブルなんでしょうか、自由がきくっていうんでしょうか、そういう組織でなければならないと思っております。

大分以前になりますけども、ある町の総務課長に川南もそろそろ部制にしたらというふうなことをちょっと言ったことがございます。そしたら、まだまだ部制っていうのは町村では無理じゃないかというお話もお伺いしたんですけども、そういう、いわゆる部っていうことになりますと、なかなか難しい面もあろうかと思っておりますけども、一遍にするんじゃなくて、徐々にそういうふうな方向に持っていったらよろしいんじゃないかなというふうに私思うんですけども、もし御意見ございましたら。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、組織を改革する場合、部をつくるかそういう事務的なことに関しましてはいろんな手続があるかと思っておりますが、基本的なことに関しまして、例えば農業関連を一つのグループ分けする。言葉でいうと部制を引くという、そういう感覚は当然必要だと思っておりますし、今後取り組むべき組織改革においては重要なことだと考えております。

○議員（濱本 義則君） それから、職員のことに関しまして、第5次行政改革の中に職員の育成とか研修という項目があるわけです。私思うに、これ上げる必要あるのかなと、これはやって当たり前のことなんです。それをちょっと感じましたので、これ何も今さらという気もありましたので、ちょっとつけ加えておきます。

続きまして、第5次行政改革の目指すものといたしまして、何とおっしゃってましたかね、住民サービス云々というようなことをおっしゃいました。先ほど申しましたところ、第5次行政改革におきましては、第4次に比べまして財政の側面がトーンダウンをしている感じがいたしております。どちらかという住民側の改革、地域コミュニティに関する事案が多いように見受けられますけれども、私のこの考え方として、大体それで間違いございませんかね。もし間違いだったら、また後の質問が変わってまいります。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり地域住民に対する、冒頭から何度も出てきておりますが、末端行政、地域再編ということを含めまして、そういう住民との地域コミュニティに関する事項が、確かに重点を増してるとは思っております、考えております。

○議員（濱本 義則君） それでは、地域コミュニティについてのお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

最近、住民に対する情報公開の手段といたしまして、ホームページ、フェイスブック、テレビによる情報伝達など、時代の先端をいくような方法が、実際今、川南では行われております。これは一概に全部とは言えないんですけども、このような手段は双方向性が薄いんじゃないかという欠陥があると思っております。このことは必要条件にはなるかもしれませんが、十分条件にはなり得ないということではないかと思っております。コミュニケーションの基本は、フェイストゥフェイスが基本ではないでしょうか。次に、それが確立してこそ初めて町長のモットーであります町民と向き合うゼロ予算事業が日の目を見られると思われま。

せんでってラジオの放送で、ちょっと小耳に挟んだことにおもしろいフレーズがございました。最近ではインターネットの普及によりまして、コミュニケーション能力が物すごく低下しておると。そのことが最近の異常犯罪につながり、学校のいじめにもつながっている可能性も否定できないんじゃないかという、専門家の御意見がちょっと小耳に挟んだところでございます。それだけ、このコミュニケーションというものは、我々人間が生きてる上において一番大事なもんじゃないかなという気があるわけですけども、先ほどの今の町長の情報伝達のあり方、それからまた後で末端行政のこともちょっと触れさせていただきましても、末端行政は後で結構でございますから、そのことにつきまして御意見をお聞かせ願いたいと。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの濱本議員の御指摘でございますが、コミュニケーションが非常に重要であるというのは、確かに御指摘のとおりだと思っております。本当に今言われたフェイストゥフェイスが基本だよというのも、本当にそのとおりだと思っております。

て、これからそこを外していろんな伝達、フェイスブック含め、インターネットのそういうツール、道具だけを広げてはいけないと考えております。

例えば、今はMR T放送のデータ通信のほうでも川南町の情報も流させていただいておりますし、ホームページ、今までのインターネットという、こちらから発信するだけのそういうツール等、何度か話題になっておりますが、フェイスブックはその欠点であった一方通行を両方から来る、双方向性という面においてはかなり優れたツールだと思っておりますし、現に議員の皆さんの中でも使っていたりの方がいらっしゃいます。よければ、ぜひ見ていただくとそのよさがわかるかと思っておりますし、フェイスブックにおきましては佐賀県の武雄市の樋渡市長という方が第一人者でございますが、その方がきょうの投稿で、これを使うと今までのマスコミの比ではない情報量が動く。それには3つの要素があると言われておりました。

1つは当然中身です。内容がついてこないとだめ。2つ目はそれを出すタイミングである。3つ目はフェイスブック、ツイッター等を絡めると、これは今まで考えた以上の広がりがあるし影響力を持っているというのを、きょう投稿されておりましたので、繰り返しになりますけど、大事な部分、やはりコミュニケーションが一番基本であるということを見据えながら使える手段は、またこれからも検討していきたいと思っております。

○議員（濱本 義則君） 私、IT音痴でございまして、ちょっと自分ができないからなかなか変なこと言うかもしれませんけども、逆にこういうことも考えられませんか。例えば、今いわゆる行政区に入っていない方が、先ほど三十何%という発表もございましたけども。じゃあ、フェイスブックならフェイスブックでお互いにやり取りをしてそれで済めば、何もそんな行政区に入る必要ないじゃないかという若い人たちの考え方が浮かび上がってくるというふうなことはお考えになりませんでしたか。

○町長（日高 昭彦君） 物の考える捉え方でしょうが、その危険性があるかないかで問われれば、たぶんあると思いますが、しかし、それを含めてもやっぱり行政を身近に感じていただく、行政のことを知っていただくという面においては住民参加の1つの方法としてそういうネット上といいますか、そういうことでの参加、説明が足りないかもしれませんが、例えばバレーボール大会、いろんな行事に直接参加する方法と、そういう意見として参加する方法、これからは両方を当然考えて検討すべきだと考えております。

○議員（濱本 義則君） そういうこともろもろのことを解決しようとした場合に、やはり今議会における一般質問の中にもたびたび出てまいりました末端行政の問題に入ってくるというふうに思います。

末端行政の中で、もし末端行政の組織が現在のままで移行すれば、第5次行政改革で取り上げている、いわゆる地域協働の推進を初めとするもろもろの改革が砂上の楼閣になるような気がしております。

後でまたお伺いしようかなと思っていたんですけども、せんだっての保育所の統廃合のと

きの説明会っていうんですか、勉強会のときに、いわゆる小学校と保育所の連携という言葉が出された。そのときに質問したときに、その場合は該当小学校の校区の見直しということも選択肢にあるのではないかというような御返答がちょっとあったわけですが、もしそれをやるとしたら、それこそこの末端行政がぴしゃっとやってないと全く物すごい混乱が起こる。ましてや、小学校の統廃合なんかを考える場合にも、この末端行政がしっかりしてないと、恐らく物すごい混乱、今までの二の舞になるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、協働という言葉が最近よく使われます。今回の改革の中においても協働という言葉が使われております。この協働という言葉の捉え方、これは町長どういうふうに捉えてらっしゃる。

○町長（日高 昭彦君） 協働、そのままの言葉を単純に理解しますと協力して働くという文字になってくるかと思いますが、実は9月の2日に課長以下30名で小林市に行きましたが、そのときのテーマが協働としての、住民と協働してつくるまちづくりという、焦点は防災をまず小林はやるということでしたけど、基本的にやはりいろんな人と人のつながりを、絆をもとに住民一人一人の知恵を出す、そして融和を求めていく、そういうことに協働というのはつながるんだと思っております。

○議員（濱本 義則君） その協働ということで、最近、今の町長の考えも近いのかなというふうに思っておりますけど、最近の新聞で、協働とは地域住民を教育することから始まるというようなことの題名でずらずらっと記事が書いてあったわけですが、その記事を読んだときに私はケネディがアメリカ大統領に就任したときの大統領の就任演説、あの言葉を思い出したわけです。まさに今から地方分権、地域主権がもしあるとすれば、これは全く避けて通れないじゃないかなと。いわゆる、今までは住民の方が町から何をしてもらおうかという考え方だった。この協働というのは、じゃあ私たちが町に何をしてあげられるのかというふうに持っていかなければ、今からのいわゆる自己責任におけるその自治の、何ていうんですか、運営はなかなか厳しくなるんじゃないかなというふうに感じましたけども、これ何か間違ってるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思いますし、ありがたい言葉をいただいた気がいたします。住民と共にこれから築いていくわけですが、一步進んで、私が住民側に立ったとして我々住民は町に何ができるんだろうか。そこまで強い前向きな気持ちをつくり出す。そういうふうに思っただけですが、我々の責務だと思っております。

○議員（濱本 義則君） そこで御提案でございます。

まず、末端行政のことでございます。先ほど24の区をつくるというようなことをおっしゃいました。

恐らく、これ私勝手な考えでございますけども、この末端行政、最初ゼロからスタートされたほうが早いんじゃないかなという気がしております。何の為に末端行政を区制にせにや

いかんのかと。区制の確立をせにゃいかんのかというところから初めていただいて、私の持論でございますけども、区は5つか6つあればいいと私は思っております。そこから初めて、いわゆるゼロからスタート。今までの既成観念全部捨ててやらないとなかなか難しい。今までも体験なさってると思っておりますけども、と思うんですけどもいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 1つだけそのとおりでございましたのは、やはりゼロからする覚悟を持つか持たないかだと思っておりますし、今区の数をおっしゃられましたけど、その点については5つがいいとか24がいいとかいうのはしっかり検討すべきだと思っております。ゼロからスタートすることに関してはそのとおりでございます。

○議員（濱本 義則君） 最後に、小学校の統廃合についてちょっと御質問をさせていただきます。ほとんどのことで、竹本議員の中でお答えがありましたので、1点だけ伺いたいんですけども、何事もそうですけども何かする場合にはいいところばかり出すわけですか。悪いところは隠してしまう。

まず、小学校の統廃合でもいいですけども、いいところはよくわかります。いいところわかります。これは困るんだよと、それから小中一貫校のいいところ、悪いところ。これいいところはわかるから、悪いところだけで結構ですから、何が考えられるか。悪いと言ったら言葉悪いですけど。

○教育長（木村 誠君） 済いません。私、訂正させていただきたいんですが、先ほど一貫教育9校と申し上げましたけれども鶴戸小中学校を忘れておりました。10校です、県内。というように、小中一貫校として出てませんので、統計上。こういう形が出てきて、あそこもだったというふうに、済いません、ここで思い出したような状況なんですけども、10校になっております。

小中一貫校、メリットもたくさん出てきてるんですけども、デメリットとして1つ、一体型の校舎の場合に、授業は小学校45分強なんです。中学校50分なんです。僕実際行ってないんですけど、チャイムはどんなしてるんやろうかなというふうに、私自身が現場に行っていないものですから、どうしてるのかなというふうに思っているんです。だから、中学校はノーチャイムでも可能なんですけども、やっぱり小学校低学年はチャイムが鳴らないとなかなか動かないというところあると思うんですけど、そういうところ。

それから、実際に通わされてる方がちょっと出てたんですけども、やっぱり9年間ですよ、なかなか節目がないという。だから学校によってはやっぱり中1、1年から4年、5、6、7ってなってるんですけども、やっぱり7年生になるときに中学校入学ということもされてるところもあるんだそうですけども、なければ、1年生に入学したらずっと9年卒業するまでないわけです。そういう、1つは中だるみするということも言われております。

それから先ほど言いましたけども、一貫になりますと、例えば唐瀬原校区になります、国光原校区になります。関連のことを考えますと。そうなってくるとやっぱり一つの地域としての連帯感が薄れるのではないかなというようなことも出されておりますけれども、これ実

際、まだ私経験しておりませんのでわかりませんが、以上のようなことがデメリットとしては上げられてるようでございます。

以上でございます。

○議員（濱本 義則君） この小学校の統廃合に関しましては、今から準備段階ということでございます。ただ、今回我々の前に町がこういうことも一応考えているんだよということを開示していただいたということに対しましては、敬意を表するものでございます。これからは正念場でございます。すべて今からが正念場。じゃあこれの乗り切にはどうしたらいいかと。大変難しい問題が山積しております。その解決方法は、恐らく大変なことであろうと思いますけども、町民的会議を立ち上げていただきたいと。急がば回れ、急いては事をし損じるとい言葉もございますけども、町民的討論会なり何なりを開いていただいて、その中から意見を吸い上げて持っていけば意外と早くでき上がるかもしれないと。もちろん、今の地方が置かれている立場は重々町民に理解してもらわなければそれができないことでございますけども、その辺の努力をやらなければ、恐らくまた迷路に迷い込む恐れがあると思われれます。町執行部の勇気ある決断を希望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告にもとづいて質問いたします。第1点は山本小校庭への民営保育所設置計画の再検討についてです。記念館など町立3保育所を廃止して、統合保育所を民間事業者の手で山本小校庭に設置しようとしています。私は廃止統合計画について町民の身近な保育所をなくしてよいのか、統合場所の選定経過と山本小校庭案の問題点を問うてきました。等は廃止統合を既定事実として3月末の参入業者の選定、25年度野田原保育所の民営移譲と統合保育所建設、26年度移譲事業者による統合保育所の運営などの方針を示しています、私は山本小校庭譲渡の是非についてさらなる解明と町民の理解を得ることが重要で、次の諸点についてお聞きします。第1に統合場所の候補地調査の経過と山本小校庭の選定理由です。教育と保育の両立可能な位置と面積についてどんな検討、協議がされ結論を得ているのか、第2に山本小校区全世帯に選定事業者による山本地区立地の目的と構想図面を表示しています。事業者の保育理念、地域対策が事業選定の基準にされていたのではないかと。山本地区の保育や地域活性化の町の政策を示してください。第3に民間事業者に譲渡する位置と面積について6月議会質問でも8月27日の全協においても、まだ確定していないと答弁しています。事業者がすでに表示している設置場所は、運動場と教室棟の中間のテニスコートと生徒の自主活動の農園の位置、教室棟のすぐそばまで接近して2,300平方メートル余の面積です。その面積で120人以上の保育が可能なら、それより広い3保育所のいずれかを選べばよいではありませんか。第4に小学校と保育所の連携のモデル事業だとしています、その目的はなんでしょうか。事業者の構想計画の追認ではなく、町の構想と方針を占めるのが先決ではないでしょうか、第2点は鶏ふん発電所建設に係る関連施設の鶏ふん貯留と町の処置

についてです。ブロイラー鶏ふんを償却して発電を行う、みやざきバイオマスリサイクル社MBRが川南町登り口に立地し、平成17年から操業しています。従来その地で行われていた鶏ふんの間処理や農地散布など最終処分はなくなり、すべてMBRの発電原料に変わりました。周辺住民は鶏ふんによる悪臭は消えると期待し同意しました、しかし消えるはずの悪臭は今も漂い地域住民の苦悩が続いています。MBRの立地にあたって立地企業とブロイラー業界の要望を受け、町として県への進達をして実現したものです。まず町長は立地の意義、目的をどう認識されているのでしょうか。次にこの地で行われていた宮崎環境保全農業協同組合、宮環の鶏ふん仲介事業はその役割を終え、従来の取り扱い、鶏ふんは全て発電所原料としてMBRに向かうことになりました、MBRは従来の中処理施設を関連企業として地域住民との間に確約書を締結しています。したがって関連企業は鶏ふん処理に係る独自の企業活動はなくなり、地域住民との確約事項に従うこととなります。町として認識を示していただきたい。MBR創業後数年を経過してなお、宮環等の既存施設が悪臭の根源になっていることについて、町はどんな処置を講ずる考えかお聞きいたします。第3点は町営住宅整備についてですが、時間の都合でこれは次回に質問を回します。第4点はオスプレイの配備についてです。墜落事故を繰り返している欠陥機オスプレイを世界一危険と言われる普天間基地に配備し、その上日本の航空法ではオスプレイのようなオートローテーション、自動回転機能、ヘリコプターのローターが止まった場合に安全に着陸する機能がない回転翼機は飛行が禁止されています。地上60メートルでの低空訓練をやると伝えられていますが、これも当然航空法で禁止されています、日本の国内法で禁止されている危険極まりないオスプレイの飛行訓練は町民の安全にとって重大な問題であり許すことができません。郷土の平和を守り町民の生命、財産、安全に責任を負う町長としてオスプレイの危険性や政府の対応についてどう認識されているのかお聞きします。

○町長（日高 昭彦君）ただ今の内藤議員の質問にお答えいたします。

まず、保育所統合の件でございますが、4点ほど質問されたかと思っておりますが、まずその山本小学校に対する決定期限、教育と保育の両立可能な位置、そういう事についての見解ということでございますが、重なる回答もあるかと思っておりますが、昨年の5月に政策会議として、場所の選定ということで提案させていただいております。そして教育委員会の方で協議をいただき、現状と致しましては現在、教育委員会、学校関係者、そしてPTA、そして保険所の管轄であります健康福祉課そういう協議の中で今、場所をほぼ決めさせていただいたところでございます。また、細微な変更はあるかとは思いますが、何度か皆様に説明をさせて頂いているとおりであります。また、保育理念、そういう事に関することでございますが、あくまで今回、3保育所の統合民営化ということで公募いたしました訳でございます。それについての選定条件というのは、当初申していた通りでございますし、民間の、今選定した会社の、そのことだけを取り上げたつもりではございません。また、面積についてでございますが、これはそれぞれの面積を足し算という訳ではございませんし、当然120人規模の保育

するための面積、それに必要な設計として今回を選定させて頂いております。何度も出てきます、保育所と小学校の連携についてということでございます。いろんな問題を加味しております。例えば少子化でありますとか、先ほど教育長の答弁でもありましたけど、これからの小学校教育を考える中で今、可能性として少子化の中でその保育所と小学校が一緒になることで、幼児のころからそういう組織の中、大人数の中での生活環境、そういう体験ができるという事、また逆に小学生から言わせますと下の子どもたちの面倒を見る、そういう教育的な視点からも非常に今後期待をしているところでございます。このことに関しましては、次世代育成支援対策復興行動計画という5年計画、22年に策定しております。その中でも、計画の方向性というのはいったいあります。次にMBRのことですが、いろんな御指摘がございましたとおり、悪臭というのはあってはならないことでありますし、町としてもその解消に対しては随時指導を行っていくという所でございます。今後とも協定書を結んでおりますし、当初から一貫して町としての指導を今後とも続けていくということでございます、徹底した悪臭対策を求めたいと考えております。最後にオスプレイの事でございますが、今朝の報道でも、昨日沖縄の方で県民集会があったとか宮日の報道でも、やはり危険性がまだあるのではないかと指摘も受けておるのは十分承知しておりますし、ただ、この防衛という問題につきましては、一市町村単独の判断ではなく、政府の大きな問題としてとらえておりますので、我々としてもたとえば県の町村会であるとか、大きな団体としての取組み、県内の状況を、周りの状況を見ながら判断したいと考えております。第1に優先するのはやはり住民の安全だと考えております。

○議長（山下 壽君）しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時57分休憩

.....

午後3時07分再開

○議長（山下 壽君）会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君）第1点の保育所問題についてです。統合場所の候補地調査と山本小校庭の決定についてですが、先の6月議会で3保育所関係者の理解を得られる候補地の調査や協議もされてはいません。説明資料に示しているように、農業振興地域除外の手続きもいらず、入手しやすい、山本小ありきではないかと前回指摘しました。

山本小のどの位置のいくらの面積なら、学校教育にも保育所運営にも支障はない。また、地域にも開かれた運動場の機能も損ねない。教育委員会との協議や判断を求められたのでしょうか。いかがですか。お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君）ただいまの御質問でございますが、何度もお答えしておりますとおり、現在は、教育委員会それと学校、PTAそれから健康福祉課、ということで協議を重ねておまして、御指摘のような問題は発生しないと考えております。

○議員（内藤 逸子君）私の質問に対して、事業や運動場の影響とかではなく、総合事業

プランとして考えている。などと抽象的な答弁を繰り返され、面積は確定していないと答弁されています。

また、保護者会への回答では、「新保育園の様々な魅力等の想像により負担軽減を図れる」と事業者の代弁ともとれる回答をされています。山本地区における総合事業プランとか様々な魅力的の創造について、いつ構想・計画をされたのですか。お答えください。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの質問でございます。内藤議員がいつ、どのように、そういうことを聞かれたかというのを、ちょっと私も確認しておりませんが、我々がやってる行為といたしましては、あくまでも先ほど町長が述べましたように、3月末時点で選定した基準といたしましては、3つの保育所を統合して山本地区に建設するということに対する理解と、それに対する能力等を審査した結果、選定をさせていただいたという経緯でございます。

なお、紛らわしいことだとは思いますが、その後選定された、名前を言いますが、友愛社さんにつきましては、独自の行為といたしまして友愛社さんが目指します、いろんな付加された事業についての説明、また土地利用についての説明を、地元の皆さまに説明をして、また御理解が得たならば、町のほうにその旨、提案をするということを知っていました。それは、その内容につきましては、あくまでもその友愛社さんのほうの提案を、地区の皆さまに行ったという行為でございます、それについて町がそれを指示したり、それを容認しているということではございませんので、そこは誤解のないようお願いいたします。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） これまで、譲渡可能な場所も面積も示していないのは、事業者の構想計画どおりということではないのですか。石井記念友愛社の特異な保育理念や実施例に共鳴し、山本地区と小学校を対象に友愛社方式を実施したい、というものでないですか。

業者選定に当たって、友愛社に対する随意性はなかったのか。選定の要件を示してください。いかがですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの内藤議員の御質問に、お答えいたします。選定にあたりましては、昨年度の11月末日に、説明会を開きまして、こういう内容で一応募集いたしますということで、応募の用紙を渡しました。

その中の書類につきましては、そういう申し込み関係、それからそういう能力を審査する意味での社会福祉法人としての位置づけ、それから移譲に関するこういう意見、考え方ですね、例えば保育所運営に関する考え方であるとか、職員、食育であるとか、防災計画であるとか、そういう経営上必要な要件を満たしているかということに対する選定基準に対する回答、それから法人としてのノウハウ、技術等が確認できるか。それから、理事長の考え方、それから将来的な運営の安定、そういう要件について質問をし、その回答に対して3月末日に評価をして、移譲法人として選定を行いました。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 友愛社は、山本校区全世帯に町立3保育所統合建設にかかる提案とアンケート調査を依頼しております。その主題は、1、地域の再生と活性化、2、小学校との連携保育、教育、友愛の地域社会づくり、内容については省略しますが、川南町、山本地区を初め本町の地域対策をいつ友愛社に依頼したのかと思われる記述です。その上でアンケートでは、「この計画は単なる保育所の民間委譲というレベルの事業ではなく、過疎化する地域の再生プロジェクトとしての事業である」としています。山本小校庭立地案で強調される小保連携のモデル事業とは、友愛社方針の丸写しのように見えますが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、今、川南町が抱える問題、特に日本中の地方自治体が抱える問題かもしれませんが、少子化である。高齢化である。地域のそういう機能をどうやって維持するかというのは、大きな問題として捉えております。その中で、今回はあくまでも3つの保育所の民営統合化ということがメインでございます。その後に出てくる構想というのは、大きな構想でありまして、町としても先ほど言いましたけど、次世代の育成支援対策、後期行動計画という中で、どうやってその次世代の親づくりというのは、当然人づくりでありますし、今の子どもたちがまた親になっていく、そういうことを含めた、もっと大きい視点での人づくりだと感じております。

○議員（内藤 逸子君） 友愛社が、山本地区の過疎化や生徒数の減少について、「多くのメリットを導き出し、生徒数をふやす」としています。しかし、生徒数減少の主たる原因は農村部の人口減少と併せ、核家族化のもとで子育て世代の若者が山本地区から離れていきます。山本地区に公営住宅があれば、他の校区に移住しないで子どもは山本小に通うのです。これまでの要望に答えてこなかったのが原因です。いかがですか、友愛社頼みではなく本町の考えを示してください。

○町長（日高 昭彦君） これまでの政策、町の方針についてのお尋ねも入っているかと思いますが、大事なことはこれからどうしていくのか、どうやったら山本地区、また以前のような活気を持つ地域にできるのか、この今の地域のよさをつないでいくのかということでありますので、それについては随時、山本地区に限らず周辺部というのは、常にそういう問題を意識しながら取り組むべきだと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 学童保育についても前回お聞きしました。

昼間留守家庭の児童が自宅に帰る前に、もう一つの帰る場所です。全国的に、各小学校区に設置され現在2万200校85%の設置率だとも言われています。小学校の近く、または空き教室など活用していますが、場所の確保と指導員の役割が重要だとされています。そうした独自の課題を放置してまで、保育園の保育士に学童保育の指導員の兼務を想定しているのでしょうか。

さらに、山本小の恵まれた校庭は、放課後、野球少年団やサッカー少年団が心置きなく活用する運動場と併せ、学童保育の場所として中庭やテニスコートの活用は、素晴らしい条件となります。民間の保育園に校庭移譲を行えば学童保育の未来も壊してしまいます。いかが

ですか、お答え願います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘の点でございますが、考え方、物の見方、いろいろあるかとは思いますが、まず学校内に保育所があると想定したときにおいては、非常に安全な敷地内で延長保育も可能でありますし、また御指摘の児童クラブもある、そういう事業としての可能性も残しておりますし、町としても、非常にそれは有効な考えの1つだと感じております。

○議員（内藤 逸子君） 友愛社が、山本地区の活性化を心配してくれているのに劣らない、山本地区の定住政策、公営住宅建設による子育て期間中の若者たちが、山本地区内に移住のできる対策を強く求めたいと思います。

山本小の生徒の大切な場所を潰してまで過密保育を行うのは、町民無視の場当たり町政ではありませんか。

3保育所ともに2,500平方メートルの規模です。それより狭い場所に現行の3倍もの乳幼児を入所させるのが、行政改革と言えるのでしょうか。

広大な川南の地で、どうしてもっと豊かな政策を追求しないのでしょうか。統合保育所の山本小校庭設置計画の再検討を重ねて求めます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、山本小学校のそういう広大な土地、先ほども少年団の活動でありますとか、そういうスポーツ関係、運動場の御指摘もございましたが、面積的には非常に恵まれておりますので十分に邪魔にならない、狭くならないというふうに認識しておりますし、今後、大事なことは、やはり山本地区で先ほど御指摘もありました、若い世代が移住できるような環境、そういうことをしっかりと見据えながら、取り組んでいきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 山本小校庭計画の再検討を私は求めて、次に進みたいと思います。

MBRの関連施設に係る町の措置についてお聞きいたします。

MBR事業は、児湯食鳥を初め県内の商社系ブロイラー企業と西日本環境エネルギーが共同出資して鶏ふんを原料に発電を行う事業です。一方、養鶏業者の鶏ふんの適正処理にもかない、川南町にとって有益な事業として町長もそのような認識でしょうか。

同時に県下全域から、13万トン余の鶏ふんが本町に搬入され、環境悪化を防ぐ町の確固たる指導は欠かせません。

では、なぜ悪臭が絶えないのでしょうか。発生源は、関連施設に持ち込まれる鶏ふんその他によるものです。宮崎環境保全農協、通称宮環の施設利用について、町長の見解をまずお聞きします。

○町長（日高 昭彦君） この事業性の意味っていうか有義なことは、鶏ふん、ブロイラー農家にとっての非常に大切な施設であるというのは認識しております。宮環についての御質問でございますが、当然これは確約書もいただいておりますので、その中での理解としての、町としての方針は依然と変わらず考えております。

○議員（内藤 逸子君） 宮環施設は、平成5年、国・県の補助を受けて県北部のホワイトファーム系の鶏ふん2万5,000トンを対象に炭化处理を主目的に設置されました。実際には炭化处理はその一部9,000トンで、大部分は発酵処理とされています。

町議会文教厚生常任委員会の現地調査に際し、宮環の代表は「確約書の関連施設とは炭化施設であり発酵施設は含まれない」と反論しています。町の担当課が、現場調査や指導に当たっていますが、どんな見地で指導していますか、お伺いします。

○環境対策課長（三角 博志君） 内藤議員の御質問にお答えします。

宮環の施設につきましては、水分の高い鶏ふんが持ち込まれて、それが悪臭を放ち、周辺住民の方々に御迷惑をかけているという状況でございます。

川南町としましては、協定書に基づきましてこの施設、これは既存施設という捉え方で申しますところの炭化处理施設というだけではなくて、この発酵処理施設も含んだ形で、住民の方々、それから町は認識しているということで、これまでそのような認識で取り組んでいただきたいということで申し出を行ってまいりました。

地域住民の方々から、悪臭の苦情等がございました場合には、私どもすぐにまいりまして、その対策を求めています。また、定期的に環境パトロール車等も導入しまして、そのおおいの状況について確認等を行っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 町の担当課では、メンテナンスとか特別な事情がない限り、施設内は空っぽでないといけないと言います。6月時点で聞いたとき、約半分が入っている。その原因と、どんな指導をしているのか。その問いには、宮環にゼロにするよう要請しても「確約書の既存施設は炭化施設のことで、発酵施設は別だ」と反論すると言います。これは確約書に対する拒否であり、町として放置できません。確約書による厳正な処置の決意をお聞きします。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しになりますけど、既存施設というのは、既に存在している施設ということで理解しておりますし、当然発酵処理にしても含むと考えております。要するに、炭化施設のみと主張する会社外に対してはそういう意向は伝えております。

○議員（内藤 逸子君） 地元地域の環境保全に関する確約書は、「MBRに関する事項」と「既存施設に関する事項」を定め、既存施設に対しては改善調整を行うとして既存施設での水分調整は一切実施しない。定期検査など仮保管のやむを得ないときの厳格な対応を約束しています。宮環の責任者が、町議会の現地調査団や役場担当者に、発酵施設に係る指摘を拒否しているのを、町は見過ごしてはなりません。直ちに対処されるよう求めます。お答えください。

○町長（日高 昭彦君） 悪臭の原因となってます、その水分の高い鶏ふんでありますとか、そういう乾燥処理。そういうことに対しましては、その原因の解消、悪臭対策について、常に指導を行ってるところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 周辺住民にとって悪臭の悩みは切実で、山本、菊友地域にも及び居宅の防臭設備を設けた人もいます。また、唐瀬の方は風呂に入って暖まった体の下着を着ようと顔をシャツに突っ込んだら「ゲツ」と吐いたそうです。せっかく太陽にあてて乾かした洗濯物においては、元気が出るにおいのはずです。ところが、洗濯物が外に干せないんです。鶏ふん搬送車が、MBRのサイロ方向ではなく、宮環の発酵施設に向かうのをたびたび目撃するといいます。もう1つの既存施設である山下商事が、農事用に使用するために、発酵施設の活用と従来の汚泥との混合処理はないのか。MBRに道を開いた山下商事や宮環が、環境保全を求める近隣住民の要望に応じて、悪臭の原因をつくらぬよう町の厳正な処置を求めます。町長いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） いろんな状況があるかと思いますが、やはり住民に対して、悪臭を出して迷惑をかけるということが認められることではないと思っておりますし、それは当然指導すべきことだと思っております。そういうふうに指導をさしていただいております。

○議員（内藤 逸子君） 平成6年、炭化施設及び発酵処理施設事業において、川南町畜産環境対策事業補助金交付要綱により2,600万円余の補助を行っています。

この補助金交付要綱は、川南町内の鶏ふん処理事業に限るとしてあります。

7億7,000万円余の補助事業は、県北部のホワイトファーム系の鶏ふん処理を目的に導入されましたが、取扱量2万5,000トンのうち炭化処理に9,000トンとされ、山下商事の提出資料によりますと、そのように書いてあります。その大半が、発酵処理施設に廻り、町内の畜糞の取扱いは皆無とされています。

こうした経過を踏まえて、厳正な処置を、処理を強く求めます。お答えください。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

先ほどありましたとおり、平成6年、補助金の支出がされているということも事実でございますが、その当時の状況を確認しましたところ、事実として、その当時ホワイトファームも町内には存在はしていたし、一時期蓄糞、その他の蓄糞も一時入ったということは、確認と申しますか、前任者の確認事項を私自身は確認し、聞いております。ただ、現段階で補助要綱等に基づきまして、この変換という話はなかなか厳しいという判断をし、その後我々としても、この施設に先ほど環境対策課長が申しますとおり、現段階では悪臭対策をやれということを再三再試申し、こちらからもいろんな悪臭対策の情報を提供しながら、現在も進めていることとございますし、抜本的な対策をいろいろ考えていただきたいという申し出も以前から文章なり出して、町の姿勢と指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 川南の町は、くさい町と言われます。私も、実家が唐瀬にありますので時々行きます。この臭いにおいをやっぱり何とかして欲しいというのが町民の願いです。毎日の生活で、普通洗濯物は、朝洗濯したら外に干せるんですね。だけど、唐瀬方面とか、菊友、山本地区の人たちは外に干せないんです。だから、自分で全自動の乾燥する洗

濯機を買って、もう外には干さずにしてる人もいます、実際に。そういう人もいます、外には干せないんですから、こうしたにおいってというのは、もう慣れれば済む問題ではないと思うんですよね。だから、改善を強く要望して次に進みたいと思います。

沖縄県議会を初め沖縄県下41の全市町村で、オスプレイ配備に対して反対決議を挙げ、沖縄県民の怒りは頂点に達しています。オスプレイの問題は、沖縄だけの問題ではありません。計画では、オスプレイを米海兵隊岩国基地、キャンプ富士に毎月展開し、全国各地で低空飛行訓練を行います。公表された7つの訓練ルートのうち、イエロールートには宮崎県も含まれています。

飛行訓練ルートに行き着くまでどこを飛んでいくのか、新田原基地を使用する可能性もあります。

アメリカのニューメキシコ州やハワイでは、住民の環境問題での反対の訴えに応じてオスプレイの訓練を中止しています。

アメリカでは中止しているのに、日本ではなぜやるのか、町民の命と安全、平穏な生活をないがしろにする暴挙です。

既に7月、全国知事会は「安全性がいまだ確認できていない状況で受け入れることができない」と国内配備に反対する緊急決議を採択しています。川南町もオスプレイの配備・訓練の受け入れ反対決議を決議に呼応して、反対の意思表示をすべきだと考えます。

町長の答弁を求め、質問を終わります。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の御指摘のとおりでございます。現在、報道されているように、住民の安全性が確保できなければ、それは認めるわけにはいかないと知事会の方針ということ、我々としても認識しております。ただ、川南町独自の動きというのは、非常にまだ厳しいものがありますので、当然県内の市町村会そういったところとともに、行動は起こしたいと考えております。そういう状況を見ながらの、これからの判断になると思います。

○議長（山下 壽君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後3時36分閉会
